港湾設計･測量･調査等業務共通仕様書
（新旧対比表）

令和5年3月

国土交通省　港湾局

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書　一部改正　（Ｒ５．３）新旧対比表

頁	行又は項目	現行（Ｒ３．３）	一部改訂（Ｒ５．３）	摘要
20	第１編 第１章　総則 1－2　用語の定義	35）「書面」とは、手書…する。ただし、やむを得ず、業務帳票システムを用いない…	35）「書面」とは、手書…する。ただし、やむを得ず、業務帳票管理システムを用いない…	表現の適正化
20	第１編 第１章　総則 1－2　用語の定義	37）「打合せ」とは、…調査職員と管理技術者が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。	37）「打合せ」とは、…調査職員と管理技術者が面談（テレビ会議等の利用も含む）により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。	表現の適正化
21	第１編 第１章　総則 1－2　用語の定義	41）「JIS」とは、日本工業規格をいう。	41）「JIS」とは、日本産業規格をいう。	修正
21	第１編 第１章　総則 1-3　業務の着手	受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約締結後15日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を含む）以内に業務に着手しなければならない。この場合…	受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約締結後15日（土曜日、日曜日、祝休日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を含まない）以内に業務に着手しなければならない。この場合…	修正
22	第１編 第１章　総則 1-6　管理技術者	６）管理技術者は、調査職員…十分に協議の上、相互の…	６）管理技術者は、調査職員…十分に協議のうえ、相互の…	修正
23	第１編 第１章　総則 1－8 照査技術者及び照査	１）受注者は、発注者が設計図書において照査技術者による照査を定めた場合、当該業務における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。	１）受注者は、発注者が設計図書において照査技術者による照査を定めた場合、当該業務における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。 なお、照査技術者が複数にわたる場合、通知及びテクリス登録は１名までとする。また、受注者が設計共同企業体である場合においても設計共同企業体で１名までとする。	追記
23	第１編 第１章　総則 1－9　提出書類	３）受注者は、契約時… 登録の期日は次によるものとする。 （１）受注時は契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 （２）完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 （３）登録内容の変更又は訂正時は変更又は訂正があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。変更又は訂正時と完了時の間が土曜日、日曜日、祝日等を除き10日に満たない場合は、変更又は訂正時の登録を省略できるものとする。	３）受注者は、契約時… 登録の期日は次によるものとする。 （１）受注時は契約締結後、土曜日、日曜日、祝休日等を除き15日以内とする。 （２）完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝休日等を除き15日以内とする。 （３）登録内容の変更又は訂正時は変更又は訂正があった日から、土曜日、日曜日、祝休日等を除き15日以内とする。変更又は訂正時と完了時の間が土曜日、日曜日、祝休日等を除き15日に満たない場合は、変更又は訂正時の登録を省略できるものとする。	修正

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書　一部改正　（Ｒ５．３）新旧対比表

頁	行又は項目	現行（Ｒ３．３）	一部改訂（Ｒ５．３）	摘要
24	第１編 第１章　総則 1－10　業務の打合せ等	記載なし	４）調査職員及び管理技術者は「クイックレスポンス」に努める。 　クイックレスポンスとは、問合せ等に対して、「その日のうち」に回答することをいう。なお、即日回答が困難な場合などは、いつまでに回答が必要かを**確認**し、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に回答するもの。 ５）調査職員と管理技術者による**打合せ**は、テレビ・ＷＥＢ会議を活用するものとし、事前に調査職員と**協議**のうえ、決定する。なお、打合せ方法に変更が生じた場合についても、都度調査職員と**協議**のうえ、変更できるものとする。 　機器・機材（パソコン、モニター、プロジェクター等）及びインターネット通信は発注者と受注者の双方で準備するものとし、使用するアプリケーションは発注者と受注者との**協議**にて決定する。 　受注者は、打合せの都度、その内容を書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に**確認**するものとする。	項目等の追加
25	第１編 第１章　総則 1-14　作業時間	２）受注者は、業務計画に記載した以外に夜間若しくは官公庁の休日に現場で調査設計業務を行う場合、事前に理由を付した書面を調査職員に提出し、承諾を得なければならない。	２）受注者は、業務計画に記載した以外に夜間若しくは官公庁の休日に現場で調査設計業務を行う場合、事前に理由を付した書面を調査職員に提出し、承諾を得なければならない。ただし、1-19履行報告に定める週間工程表提出時に理由を付して調査職員に提出・確認をもって**承諾**を得たもので代用できるものとする。	追記
26	第１編 第１章　総則 1-19　履行報告	１）受注者は、契約書第15条の規定に基づき履行状況を「２.提出書類様式集」に定める様式に基づき作成し、調査職員に提出するものとする。	１）受注者は、契約書第15条の規定に基づき履行状況を「２.提出書類様式集」に定める様式に基づき作成し、調査職員に提出するものとする。ただし、業務工程計画と履行状況を比較できる工程管理表及び週間工程表等の様式を、事前に調査職員の**承諾**を得たうえで、履行状況として代用できるものとする。	追記

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書　一部改正　（Ｒ５．３）新旧対比表

頁	行又は項目	現行（Ｒ３．３）	一部改訂（Ｒ５．３）	摘要
27	第１編 第１章　総則 1－21　検　　査	記載なし	11）検査は、テレビ・ＷＥＢ会議による**検査**を行うことができるものとし、調査職員と**協議**により決定する。 　機器・機材（パソコン、モニター、プロジェクター等）及びインターネット通信は受発注者双方で準備するものとし、使用するアプリケーションは受発注者間の**協議**にて決定する。	項目等の追加
30	第１編 第１章　総則 1－28 引渡し前における成果物の使用	２）受注者は、部分使用に承諾した場合、発注者に部分使用同意書とともに成果物を提出するものとする。	２）受注者は、部分使用に承諾した場合、発注者に部分使用承諾書とともに成果物を提出するものとする。	修正
31 ～32	第１編 第１章　総則 1－32 個人情報の取扱い	1)基本的事項 　受注者は、個人情報の･･･を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第58号)等関係法令に基づき、個人情報の…	1)基本的事項 　受注者は、個人情報の･･･を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)~~、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第58号)~~等関係法令に基づき、個人情報の…	修正
35	第１編 第１章　総則 1－36 委員会等の設置 3)	委員会の審議の結果、条件変更の必要が生じた場合には、1-23契約変更の規定によるものとする。	委員会の審議の結果、条件変更の必要が生じた場合には、「1－23契約変更」の規定によるものとする。	修正

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書　一部改正　（Ｒ５．３）新旧対比表

頁	行又は項目	現行（Ｒ３．３）	一部改訂（Ｒ５．３）	摘要
追加	第１編 第１章　総則 １－47　業務完成図書	記載なし	１－47　業務完成図書 １）業務完成図書は、電子納品によるものとする。電子納品とは、特記仕様書、図面、業務計画書、報告書、納品図面、管理写真、測定データ等全ての最終成果（以下「業務完成図書」という。）を「土木設計業務等の電子納品要領」（以下「要領」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて電子データで作成し、納品するものである。なお、電子化の対象書類及び書面における署名又は押印の取り扱いについては、調査職員と**協議**のうえ、決定する。また、電子納品の運用にあたっては、「地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子納品等運用ガイドライン【資料編】」及び「地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子納品運用ガイドライン【業務編】」を参考にする。 ２）受注者は、「地方整備局（港湾空港関係）の事業におけるオンライン電子納品実施要領」に基づき、電子成果をインターネット経由で納品するものとする。なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、調査職員と**協議**のうえ、電子媒体に格納して納品すること。 ３）電子媒体の提出時はCD-R、DVD-R又はBD-Rを２部**提出**しなければならない。 ４）「紙」による報告書を**提出**する場合は、設計図書に定める内容にて**提出**すること。	項目等の追加
追加	第１編 第１章　総則 １－48　情報ネットワークの活用	記載なし	１－48　情報ネットワークの活用 （施工管理に関する情報化） １）提出書類の事務処理、施工管理においてインターネットと発注者が提供するシステム（業務帳票管理システム）を利用するものとする。 ２）システム利用に係わるユーザ名、パスワード等の管理については、他に漏らしてはならない。	項目等の追加
43	第２編 第１章測量業務 第１節深浅測量 1－1－5	２．受注者は、最低水面…海上保安庁海洋情報部ホームページ（http://www1.kaiho.mlit.go.jp）の平均…	２．受注者は、最低水面…海上保安庁海洋情報部ホームページ（https://www1.kaiho.mlit.go.jp）の平均…	修正

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書　一部改正　（Ｒ５．３）新旧対比表

頁	行又は項目	現行（Ｒ３．３）	一部改訂（Ｒ５．３）	摘要
48	第２編 第１章測量業務 第２節水路測量 1－2－5　4.(1) 表２－２音響測深機の性能（水深100m未満）	※スワス音響測深機…（受信素子が4個以上のものに限る。）で船体に固定して使用するものをいう。	※スワス音響測深機…（受信素子数が４個以上のものに限る。）で船体に固定して使用するものをいう。	修正
50	第２編 第１章測量業務 第２節水路測量 1－2－5　5.(1) 表２－３　未測深幅	「航路、泊地及びその付近」とは次の水域をいう。 水路測量における測定又は調査の方法に関する告示（平成14年4月1日海上保安庁告示第102号）	「航路、泊地及びその付近」とは次の水域をいう。 水路測量における測定又は調査の方法に関する告示（平成14年４月１日海上保安庁告示第102号　平成21年３月31日　海上保安庁告示第110号一部改正）	追記
55	第２編 第１章　測量業務 第４節　地形測量	1－4－3 地形測量 　TS等を用いる方法による細部測量については、国土交通省公共測量作業規程による。 　なお、国土交通省公共測量作業規程は、作業規程の準則（平成２８年３月３１日国土交通省告示第５６５号）を準用する。	1－4－3 地形測量 　TS等を用いる方法による細部測量については、国土交通省公共測量作業規程による。 　なお、国土交通省公共測量作業規程は、作業規程の準則（令和２年３月31日国土交通省告示第461号）を準用する。	修正

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書　一部改正　（Ｒ５．３）新旧対比表

頁	行又は項目	現行（Ｒ３．３）	一部改訂（Ｒ５．３）	摘要
59	第２編 第２章　環境調査業務 第２節水質調査 表２－４　水質試験方法	表２－４　水質試験方法 現場測定項目 試験項目：気温／試験方法：JIS K 0102 7.1 試験項目：水温／試験方法：JIS K 0102 7.2 試験項目：色相／試験方法：JIS標準色票 試験項目：臭気／試験方法：JIS K 0102 10.1 試験項目：塩分／試験方法：海洋観測指針5.3 試験項目：透明度／試験方法：海洋観測指針 3.2 試験項目：濁度／試験方法：JIS K 0101 9.2、9.3、9.4又は水中濁度計~~JIS C-1b~~ 生活環境項目 試験項目：水素イオン濃度(pH)／試験方法：JIS K 0102 12.1又はガラス電極法 試験項目：溶存酸素(DO)／試験方法：JIS K 0102 32.1又は隔膜電極法若しくは工学式センサ 試験項目：生物化学的酸素要求量(BOD)／試験方法：JIS K 0102 21 試験項目：化学的酸素要求量(COD)／試験方法：JIS K 0102 17 試験項目：浮遊物質(SS)／試験方法：環告第59号付表９ 試験項目：大腸菌群数／試験方法：環告第59号別表2（最確数による定量法）又は厚生省・建設省令第１号別表第１ 試験項目：全窒素／試験方法：JIS K 0102 45.2、45.3、45.4又45.6 試験項目：全りん／試験方法：JIS K 0102 46.3 試験項目：n－ﾍｷｻﾝ抽出物質／試験方法：環告第59号付表14又は環告第64号付表4 試験項目：亜鉛／試験方法：JIS K 0102 53 健康項目等 試験項目：カドミウム／試験方法：JIS K 0102 55.2、55.3又は55.4 試験項目：全シアン／試験方法：JIS K 0102 38.1.2及び38.2又は38.1.2及び38.3又は38.1.2及び38.5 試験項目：鉛／試験方法：JIS K 0102 54 試験項目：六価クロム／試験方法：JIS K 0102 65.2（ただし、65.2.8に定める方法により汽水又は海水を測定する場合JIS K 0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行う。） 試験項目：砒素／試験方法：JIS K 0102 61.2、61.3又は61.4 試験項目：総水銀／試験方法：環告第59号付表2 試験項目：アルキル水銀／試験方法：環告第59号付表3 試験項目：ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾌｪﾆｰﾙ(PCB)／試験方法：環告第59号付表4 試験項目：ジクロロメタン／試験方法：JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2 試験項目：四塩化炭素／試験方法：JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5 試験項目：1.2-ジクロロエタン／試験方法：JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2 試験項目：トリクロロエチレン／試験方法：JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5 試験項目：テトラクロロエチレン／試験方法：JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5 試験項目：1.1-ジクロロエチレン／試験方法：JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2 試験項目：ｼｽ-1.2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ／試験方法：JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	表２－４　水質試験方法 現場測定項目 試験項目：気温／試験方法：JIS K 0102 7.1 試験項目：水温／試験方法：JIS K 0102 7.2 試験項目：色相／試験方法：JIS標準色票 試験項目：臭気／試験方法：JIS K 0102 10.1 試験項目：塩分／試験方法：海洋観測指針5.3 試験項目：透明度／試験方法：海洋観測指針 3.2 試験項目：濁度／試験方法：JIS K 0101 9.2、9.3、9.4又は水中濁度計 生活環境項目 試験項目：水素イオン濃度(pH)／試験方法：JIS K 0102 12.1又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法 試験項目：溶存酸素(DO)／試験方法：JIS K 0102 32又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法 試験項目：生物化学的酸素要求量(BOD)／試験方法：JIS K 0102 21	修正

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書　一部改正　（Ｒ５．３）新旧対比表

頁	行又は項目	現行（Ｒ３．３）	一部改訂（Ｒ５．３）	摘要
60	第２編 第２章　環境調査業務 第２節水質調査 表２－４　水質試験方法	表２－４　水質試験方法 |	試験項目	試験方法
---	---
健康項目等	1.1.1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	1.1.2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	1.3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1
	チウラム	環告第59号付表5
	シマジン	環告第59号付表6の第1又は第2
	チオベンカルブ	環告第59号付表6の第1又は第2
	ベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2
	セレン	JIS K 0102 67.2、67.3又は67.4
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	JIS K 0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6（硝酸性） JIS K 0102 43.1(亜硝酸性)
	フッ素	JIS K 0102 34.1又は34.1.1(C)及び付表7
	ホウ素	JIS K 0102 47.1、47.3又は47.4
	1,4-ジオキサン	環告第59号付表8
特殊項目	フェノール類	JIS K 0102 28.1
	銅	JIS K 0102 52.2、52.3、52.4又は52.5
	鉄（溶解性）	JIS K 0102 57.2、57.3又は57.4
	マンガン（溶解性）	JIS K 0102 56.2、56.3、56.4又は56.5
	クロム	JIS K 0102 65.1
	有機燐化合物	環告第64号付表1又はﾊﾟﾗﾁｵﾝ、ﾒﾁﾙﾊﾟﾗﾁｵﾝ若しくはEPNはJIS K 0102 31.1(ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法を除く。)、ﾒﾁﾙｼﾞﾒﾄﾝは環告第64号付表2
	アンモニア性窒素	JIS K 0102 42.2、42.3又は42.5又は42.6
要監視項目	クロロホルム	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1
	1,2-ジクロロプロパン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1
	p-ジクロロベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1
	イソキサチオン	環水規第121号付表1の第1又は第2
	ダイアジノン	環水規第121号付表1の第1又は第2
	フェニトロチオン	環水規第121号付表1の第1又は第2
	イソプロチオラン	環水規第121号付表1の第1又は第2
	オキシン銅	環水規第121号付表2
	クロロタロニル	環水規第121号付表1の第1又は第2
	プロピザミド	環水規第121号付表1の第1又は第2
	ＥＰＮ	環水規第121号付表1の第1又は第2
	ジクロルボス	環水規第121号付表1の第1又は第2
	フェノブカルブ	環水規第121号付表1の第1又は第2
	イプロベンホス	環水規第121号付表1の第1又は第2
	クロルニトロフェン	環水規第121号付表1の第1又は第2 | 表２－４　水質試験方法 |	試験項目	試験方法
---	---	---
生活環境項目	化学的酸素要求量(COD)	JIS K 0102 17
	浮遊物質(SS)	環告第59号付表9
	大腸菌数	環告第59号付表10
	全窒素	JIS K 0102 45.2、45.3、45.4又は45.6（45の備考３を除く。）
	全りん	JIS K 0102 46.3（46の備考９を除く。）
	n－ヘキサン抽出物質	環告第59号付表14又は環告第64号付表4
	亜鉛	JIS K 0102 53
健康項目等	カドミウム	JIS K 0102 55.2、55.3又は55.4
	全シアン	JIS K 0102 38.1.2（38の備考11を除く。以下同じ。）及び38.2、38.1.2及び38.3、38.1.2及び38.5又は環告第59号付表1
	鉛	JIS K 0102 54
	六価クロム	JIS K 0102 65.2（65.2.2及び65.2.7を除く。） ただし、次の１から３までに掲げる場合は、それぞれ１から３による。 １　65.2.1による場合、原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。 ２　65.2.3、65.2.4又は65.2.5による場合（65.の備考11のb）による場合に限る。）、試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg／L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120％であることを確認すること。 ３　65.2.6により汽水又は海水を測定する場合、２に定めるところによるほか、JIS K 0170-7 7 a)又はb)に定める操作を行うこと。
	砒素	JIS K 0102 61.2、61.3又は61.4
	総水銀	環告第59号付表2
	アルキル水銀	環告第59号付表3
	ポリ塩化ビフェニール(PCB)	環告第59号付表4
	ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2
	四塩化炭素	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2
	トリクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	テトラクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2
	シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2
	1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	1,1,2-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1
	チウラム	環告第59号付表5
	シマジン	環告第59号付表6の第1又は第2
	チオベンカルブ	環告第59号付表6の第1又は第2
	ベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2
	セレン	JIS K 0102 67.2、67.3又は67.4 | |	修正

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書　一部改正　（Ｒ５．３）新旧対比表

頁	行又は項目	現行（Ｒ３．３）	一部改訂（Ｒ５．３）	摘要
61	第２編 第２章　環境調査業務 第２節水質調査 表２－４　水質試験方法	表２－４　水質試験方法 要監視項目 トルエン：JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2 キシレン：JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2 ﾌﾀﾙ酸ｼﾞｴﾁﾙﾍｷｼﾙ：環水規第121号付表3の第1又は第2 ニッケル：JIS K 0102 59.3又は環水規第121号付表4若しくは付表5 モリブデン：JIS K 0102 68.2又は環水規第121号付表4若しくは付表5 アンチモン：平成16年3月31日　環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表5の第１、第2又は第3 塩化ビニルモノマー：平成16年3月31日　環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表1 エピクロヒドリン：平成16年3月31日　環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表2 全マンガン：JIS K 0102 56.2、56.3、56.4又は56.5 ウラン：環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表4の第1、第2 ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸；令和2年5月28日　環水大水発第2005281号、環水大水発第2005282号付表1 注）「環告第59号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」（環境庁告示第59号　昭和46年12月28日　改正：環境省告示第46号　平成31年3月20日）を示す。 「厚生省・建設省令第１号」とは、「下水の水質の検定方法等に関する省令」（厚生省・建設省令第１号　昭和37年12月17日）を示す。 「環告第64号」とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」（環境庁告示第64号　昭和49年9月30日　改正：環境省告示第47号　平成31年3月20日）を示す。 「環水規第121号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」（環水規第121号　平成5年4月28日　改正：環水管69号　平成11年3月12日）を示す。 「環水企発第040331003号、環水土第040331005号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）」（環水企発第040331003号、環水土発第040331005号　平成16年3月31日）を示す。 「環水大水発第2005281号、環水大土第2005282号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施工等について（通知）」（環水大水発第2005281号、環水大土第2005282号　令和2年5月28日）を示す。	表２－４　水質試験方法 健康項目等 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素：JIS K 0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6(硝酸性) JIS K 0102 43.1(亜硝酸性) フッ素：JIS K 0102 34.1（34の備考１を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合は、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、JIS K 0170-6 図2 注記 アルミニウム溶液のラインを追加する。）又は34.1.1 c）（注(2)第三文及び34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合は、これを省略することができる。）及び環告第59号付表7 ホウ素：JIS K 0102 47.1、47.3又は47.4 1,4-ジオキサン：環告第59号付表8 特殊項目 フェノール類：JIS K 0102 28.1（28の備考２及び備考３並びに28.1.3のただし書以降を除く。） 銅：JIS K 0102 52.2、52.3、52.4又は52.5 鉄（溶解性）：JIS K 0102 57.2、57.3又は57.4 マンガン（溶解性）：JIS K 0102 56.2、56.3、56.4又は56.5 クロム：JIS K 0102 65.1 有機燐化合物：環告第64号付表1又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNはJIS K 0102 31.1(ガスクロマトグラフ法を除く。)、メチルジメトンは環告第64号付表2 アンモニア性窒素：JIS K 0102 42.2、42.3、42.5、42.6又は42.7（ただし、42.2、42.6又は42.7により測定する場合において、42.1 c)の蒸留操作を行うときは、42の備考2及び備考3に規定する方法を除く。）により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数0.7766を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法。 要監視項目 クロロホルム：JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1 トランス-1,2-ジクロロエチレン：JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1 1,2－ジクロロプロパン：JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1 p－ジクロロベンゼン：JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1 イソキサチオン：環水規第121号付表1の第1又は第2 ダイアジノン：環水規第121号付表1の第1又は第2 フェニトロチオン：環水規第121号付表1の第1又は第2 イソプロチオラン：環水規第121号付表1の第1又は第2 オキシン銅：環水規第121号付表2 クロロタロニル：環水規第121号付表1の第1又は第2 プロピザミド：環水規第121号付表1の第1又は第2 ＥＰＮ：環水規第121号付表1の第1又は第2 ジクロルボス：環水規第121号付表1の第1又は第2 フェノブカルブ：環水規第121号付表1の第1又は第2 イプロベンホス：環水規第121号付表1の第1又は第2	修正

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書　一部改正　（Ｒ５．３）新旧対比表

<table>
<tr><th>頁</th><th>行又は項目</th><th>現行（Ｒ３．３）</th><th>一部改訂（Ｒ５．３）</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>61</td><td>第２編
第２章　環境調査業務
第２節水質調査
表２－４　水質試験方法</td><td></td><td>表２－４　水質試験方法
<table>
<tr><th></th><th>試　験　項　目</th><th>試　験　方　法</th></tr>
<tr><td rowspan="10">要監視項目</td><td>クロルニトロフェン</td><td>環水規第121号付表1の第1又は第2</td></tr>
<tr><td>トルエン</td><td>JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2</td></tr>
<tr><td>キシレン</td><td>JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2</td></tr>
<tr><td>フタル酸ジエチルヘキシル</td><td>環水規第121号付表3の第1又は第2</td></tr>
<tr><td>ニッケル</td><td>JIS K 0102 59.3又は環水規第121号付表4若しくは付表5</td></tr>
<tr><td>モリブデン</td><td>JIS K 0102 68.2又は環水規第121号付表4若しくは付表5</td></tr>
<tr><td>アンチモン</td><td>平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表5の第１、第2又は第3</td></tr>
<tr><td>塩化ビニルモノマー</td><td>平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表1</td></tr>
<tr><td>エピクロヒドリン</td><td>平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表2</td></tr>
<tr><td>全マンガン</td><td>JIS K 0102 56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法（準備操作はJIS K 0102によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析する場合にあっては、必要に応じ試料を希釈することとする。）</td></tr>
<tr><td>ウ　ラ　ン</td><td>平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表4の第1、第2</td></tr>
<tr><td colspan="2">ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸</td><td>令和2年5月28日　環水大水発第2005281号、環水大水発第2005282号付表1</td></tr>
</table>
注）・「環告第59号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」（環境庁告示第59号　昭和46年12月28日　改正：環境省告示第62号　令和3年10月7日）を示す。
・「厚生省・建設省令第１号」とは、「下水の水質の検定方法等に関する省令」（厚生省・建設省令第１号　昭和37年12月17日）を示す。
・「環告第64号」とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」（環境庁告示第64号　昭和49年9月30日　改正：環境省告示第47号　平成31年3月20日）を示す。
・「環水規第121号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」（環水規第121号　平成5年4月28日　改正：環水管69号　平成11年3月12日）を示す。
・「環水企発第040331003号、環水土第040331005号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）」（環水企発第040331003号、環水土発第040331005号　平成16年3月31日）を示す。
・「環水大水発第2005281号、環水大土発第2005282号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）」（環水大水発第2005281号、環水大土発第2005282号　令和2年5月28日）を示す。</td><td>修正</td></tr>
<tr><td>62</td><td>第２編
第２章 環境調査業務
2-2-7　2.</td><td>２．照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
①調査方針と水質調査内容の適切性
②試験結果と既存資料の整合性
③成果物の適切性</td><td>２．照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
(1) 調査方針と水質調査内容の適切性
(2) 試験結果と既存資料の整合性
(3) 成果物の適切性</td><td>修正</td></tr>
</table>

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書　一部改正　（Ｒ５．３）新旧対比表

<table>
<tr><th>頁</th><th>行又は項目</th><th>現行（Ｒ３．３）</th><th>一部改訂（Ｒ５．３）</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>64</td><td>第２編
第２章　環境調査業務
第３節底質調査
表２－５　底質試験方法</td><td>
表２－５　底質試験方法
<table>
<tr><th rowspan="2">試験項目</th><th colspan="2">溶出試験</th><th colspan="2">含有量試験</th></tr>
<tr><th>試験方法</th><th>摘要</th><th>試験方法</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>アルキル水銀化合物</td><td>環告第59号付表3及び環告第64号付表3</td><td>汚泥、水底土砂、廃酸廃アルカリ</td><td>底質調査方法Ⅱ.5.14.2</td><td></td></tr>
<tr><td>水銀又はその化合物</td><td>環告第59号付表2</td><td></td><td>底質調査方法Ⅱ.5.14.1</td><td></td></tr>
<tr><td>カドミウム又はその化合物</td><td>JIS K 0102 55.2、55.3又は55.4</td><td></td><td>底質調査方法Ⅱ.5.1</td><td></td></tr>
<tr><td>鉛又はその化合物</td><td>JIS K 0102 54</td><td></td><td>底質調査方法Ⅱ.5.2</td><td></td></tr>
<tr><td>有機燐化合物</td><td>環告第64号付表1又はJIS K 0102 31.1のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては環告64号付表2）</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>六価クロム化合物</td><td>JIS K 0102 65.2</td><td></td><td>底質調査方法Ⅱ.5.12.3</td><td></td></tr>
<tr><td>ひ素又はその化合物</td><td>JIS K 0102 61</td><td></td><td>底質調査方法Ⅱ.5.9</td><td></td></tr>
<tr><td>シアン化合物</td><td>JIS K 0102 38ただし38.1.1は除く</td><td></td><td>底質調査方法Ⅱ.4.11</td><td></td></tr>
<tr><td>ＰＣＢ</td><td>環告第59号付表3又はJIS K 0093</td><td></td><td>底質調査方法Ⅱ.6.4</td><td></td></tr>
<tr><td>有機塩素化合物</td><td></td><td></td><td>環告第14号別表１</td><td></td></tr>
<tr><td>銅又はその化合物</td><td>JIS K 0102 52</td><td></td><td>底質調査方法Ⅱ.5.3</td><td></td></tr>
<tr><td>亜鉛又はその化合物</td><td>JIS K 0102 53</td><td></td><td>底質調査方法Ⅱ.5.4</td><td></td></tr>
<tr><td>ふっ化物</td><td>JIS K 0102 34</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>トリクロロエチレン</td><td>環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>テトラクロロエチレン</td><td>環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>ベリリウム又は化合物</td><td>環告第13号別表7</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>クロム又はその化合物</td><td>JIS K 0102 65.1</td><td></td><td>底質調査方法Ⅱ.5.12</td><td></td></tr>
<tr><td>ニッケル又はその化合物</td><td>JIS K 0102 59</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>バナジウム又はその化合物</td><td>JIS K 0102 70</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td><td>
表２－５　底質試験方法
<table>
<tr><th rowspan="2">試験項目</th><th colspan="2">溶出試験</th><th colspan="2">含有量試験</th></tr>
<tr><th>試験方法</th><th>摘要</th><th>試験方法</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>アルキル水銀化合物</td><td>環告第59号付表3及び環告第64号付表3</td><td>汚泥、水底土砂、廃酸廃アルカリ</td><td>底質調査方法Ⅱ.5.14.2</td><td></td></tr>
<tr><td>水銀又はその化合物</td><td>環告第59号付表2</td><td></td><td>底質調査方法Ⅱ.5.14.1</td><td></td></tr>
<tr><td>カドミウム又はその化合物</td><td>JIS K 0102 55（準備操作で参照することとしているJIS K 0102 52.2の備考６に定める方法を除く。）</td><td></td><td>底質調査方法Ⅱ.5.1</td><td></td></tr>
<tr><td>鉛又はその化合物</td><td>JIS K 0102 54（準備操作で参照することとしている JIS K 0102 52.2の備考６に定める方法を除く。）</td><td></td><td>底質調査方法Ⅱ.5.2</td><td></td></tr>
<tr><td>有機燐化合物</td><td>環告第64号付表1又はJIS K 0102 31.1のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては環告64号付表2）</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>六価クロム化合物</td><td>環告第13号 別表1 又は添加回収試験において回収率が80％以上120％以下であるときに限り65.2（JIS K 0102 65.2.6に定める方法を除く。）</td><td></td><td>底質調査方法Ⅱ.5.12.3</td><td></td></tr>
</table>
</td><td>修正</td></tr>
</table>

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書　一部改正　（Ｒ５．３）新旧対比表

<table>
<tr><th>頁</th><th>行又は項目</th><th>現行（Ｒ３．３）</th><th>一部改訂（Ｒ５．３）</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>65</td><td>第２編
第２章　環境調査業務
第３節底質調査
表２－５　底質試験方法</td><td>
表２－５　底質試験方法
<table>
<tr><th rowspan="2">試験項目</th><th colspan="2">溶出試験</th><th colspan="2">含有量試験</th></tr>
<tr><th>試験方法</th><th>摘要</th><th>試験方法</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>ジクロロメタン</td><td>JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>四塩化炭素</td><td>環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>1,2－ジクロロエタン</td><td>JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>1,1－ジクロロエチレン</td><td>JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>シス－1,2－ジクロロエチレン</td><td>JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>1,1,1－トリクロロエタン</td><td>環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>1,1,2－トリクロロエタン</td><td>環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>1,3－ジクロロプロペン</td><td>JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>チウラム</td><td>環告第59号付表5</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>シマジン</td><td>環告第59号付表6</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>チオベンカルブ</td><td>環告第59号付表6</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>ベンゼン</td><td>JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.2</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>セレン</td><td>JIS K 0102 67</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>1,4－ジオキサン</td><td>環告第59号付表7</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>ダイオキシン類</td><td>環告第14号第四
JIS K 0312</td><td></td><td>環告第68号別表
（ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル（平成21年3月改定環境省水・大気環境局水環境課））</td><td></td></tr>
<tr><td>泥温</td><td></td><td></td><td>JIS K 0102 7に準ずる方法</td><td></td></tr>
<tr><td>泥色</td><td></td><td></td><td>新版標準土色帳による</td><td></td></tr>
</table>
</td><td>
表２－５　底質試験方法
<table>
<tr><th rowspan="2">試験項目</th><th colspan="2">溶出試験</th><th colspan="2">含有量試験</th></tr>
<tr><th>試験方法</th><th>摘要</th><th>試験方法</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>ひ素又はその化合物</td><td>JIS K 0102 61（ただし、JIS K 0102 61の操作に定める予備還元の際のよう化カリウム溶液及びアスコルビン酸溶液の添加量については、十分な量を加えるものとする。）</td><td></td><td>底質調査方法Ⅱ.5.9</td><td></td></tr>
<tr><td>シアン化合物</td><td>JIS K 0102 38ただし38.1.1は除く</td><td></td><td>底質調査方法Ⅱ.4.11</td><td></td></tr>
<tr><td>ＰＣＢ</td><td>環告第59号付表4又はJIS K 0093</td><td></td><td>底質調査方法Ⅱ.6.4</td><td></td></tr>
<tr><td>有機塩素化合物</td><td></td><td></td><td>環告第14号別表１で作成した検液をJIS K 0102 35.3で測定</td><td></td></tr>
<tr><td>銅又はその化合物</td><td>JIS K 0102 52（準備操作で参照することとしているJIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。）</td><td></td><td>底質調査方法Ⅱ.5.3</td><td></td></tr>
<tr><td>亜鉛又はその化合物</td><td>JIS K 0102 53（準備操作で参照することとしている JIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。）</td><td></td><td>底質調査方法Ⅱ.5.4</td><td></td></tr>
<tr><td>ふっ化物</td><td>JIS K 0102 34（34.4のうちFIA法を用いる場合には、34.1の試験操作のうち蒸留して得た留出液を0.1モル毎リットル塩酸で中和すること。）</td><td></td><td>底質調査方法Ⅱ.4.12</td><td></td></tr>
<tr><td>トリクロロエチレン</td><td>環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5</td><td></td><td>底質調査方法Ⅱ.6.1</td><td></td></tr>
<tr><td>テトラクロロエチレン</td><td>環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5</td><td></td><td>底質調査方法Ⅱ.6.1</td><td></td></tr>
<tr><td>ベリリウム又は化合物</td><td>環告第13号別表7</td><td></td><td>底質調査方法Ⅱ.5.15</td><td></td></tr>
</table>
</td><td>修正</td></tr>
</table>

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書　一部改正　（Ｒ５．３）新旧対比表

頁	行又は項目	現行（Ｒ３．３）	一部改訂（Ｒ５．３）	摘要
66	第２編 第２章　環境調査業務 第３節底質調査 表２－５　底質試験方法	表２－５　底質試験方法 （下表） 注）「環告第59号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」（環境庁告示第59号　昭和46年12月28日　改正：環境省告示第46号　平成31年3月20日）を示す。 「環告第64号」とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」（環境庁告示第64号　昭和49年9月30日　改正：環境省告示第47号　平成31年3月20日）を示す。 「底質調査方法」とは、「底質調査方法」（環水大水発第120725002号　平成24年8月8日）を示す。 「環告第14号」とは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（環境庁告示第14号　昭和48年2月17日　改正：環境省告示第72号　平成26年5月30日）を示す。 「環告第13号」とは、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（環境庁告示13号　昭和48年2月17日　改正：環境省告示第35号　令和2年3月30日）を示す。 「環告第68号」とは、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（環境庁告示68号　平成11年12月27日　改正：環境省告示第46号　平成14年7月22日）を示す。	表２－５　底質試験方法 （下表）	修正

表２－５　底質試験方法

試験項目	溶出試験		含有量試験	
	試験方法	摘要	試験方法	摘要
水素イオン濃度（pH）			底質調査方法Ⅱ.4.4	
化学的酸素要求量(CODsed)過マンガン酸カリウムによる酸素消費量			底質調査方法Ⅱ.4.7	
硫化物（T－S）			底質調査方法Ⅱ.4.6	
強熱減量（I－L）			底質調査方法Ⅱ.4.2	
密度（比重）			JIS A 1202	
粒度組成			JIS A 1204	

表２－５　底質試験方法

試験項目	溶出試験		含有量試験	
	試験方法	摘要	試験方法	摘要
クロム又はその化合物	JIS K 0102 65.1		底質調査方法Ⅱ.5.12	
ニッケル又はその化合物	JIS K 0102 59（準備操作で参照することとしている JIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。）		底質調査方法Ⅱ.5.7	
バナジウム又はその化合物	JIS K 0102 70		底質調査方法Ⅱ.5.16	
ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1	
四塩化炭素	環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5		底質調査方法Ⅱ.6.1	
1,2－ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1	
1,1－ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1	
シス－1,2－ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1	
1,1,1－トリクロロエタン	環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1	
1,1,2－トリクロロエタン	環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1	
1,3－ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1	
チウラム	環告第59号付表5			
シマジン	環告第59号付表6		底質調査方法Ⅱ.6.2.1	
チオベンカルブ	環告第59号付表6		底質調査方法Ⅱ.6.2.1	
ベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.2		底質調査方法Ⅱ.6.1	
セレン	JIS K 0102 67		底質調査方法Ⅱ.5.10	
1,4－ジオキサン	環告第59号付表8（ただし、装置の感度が十分得られる場合は、試料量を20ml以上200ml未満の範囲で変更してもよい。活性炭カートリッジカラムの上部にカートリッジ型のODSカラム又はポリスチレン樹脂充填カラムを装着することとする。）		底質調査方法Ⅱ.6.12	

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書　一部改正　（Ｒ５．３）新旧対比表

<table>
<tr><th>頁</th><th>行又は項目</th><th>現行（Ｒ３．３）</th><th>一部改訂（Ｒ５．３）</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td></td><td>第２編
第２章　環境調査業務
第３節底質調査
表２－５　底質試験方法</td><td></td><td>表２－５　底質試験方法
<table>
<tr><th rowspan="2">試験項目</th><th colspan="2">溶出試験</th><th colspan="2">含有量試験</th></tr>
<tr><th>試験方法</th><th>摘要</th><th>試験方法</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>ダイオキシン類</td><td>環告第14号第四
JIS K 0312</td><td></td><td>環告第68号別表
（ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル（令和4年3月改訂 環境省水・大気環境局水環境課））</td><td></td></tr>
<tr><td>泥温</td><td></td><td></td><td>JIS K 0102 7に準ずる方法</td><td></td></tr>
<tr><td>泥色</td><td></td><td></td><td>新版標準土色帳による</td><td></td></tr>
<tr><td>水素イオン濃度（pH）</td><td></td><td></td><td>底質調査方法Ⅱ.4.4</td><td></td></tr>
<tr><td>化学的酸素要求量(CODsed)過マンガン酸カリウムによる酸素消費量</td><td></td><td></td><td>底質調査方法Ⅱ.4.7</td><td></td></tr>
<tr><td>硫化物（Ｔ－Ｓ）</td><td></td><td></td><td>底質調査方法Ⅱ.4.6</td><td></td></tr>
<tr><td>強熱減量（Ｉ－Ｌ）</td><td></td><td></td><td>底質調査方法Ⅱ.4.2</td><td></td></tr>
<tr><td>密度（比重）</td><td></td><td></td><td>JIS A 1202</td><td></td></tr>
<tr><td>粒度組成</td><td></td><td></td><td>JIS A 1204</td><td></td></tr>
</table>
注）・「環告第59号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」（環境庁告示第59号昭和46年12月28日　改正：環境省告示第62号　令和3年10月7日）を示す。
・「環告第64号」とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」（環境庁告示第64号　昭和49年9月30日　改正：環境省告示第47号　平成31年3月20日）を示す。
・「底質調査方法」とは、「底質調査方法」（環水大水発第120725002号　平成24年 8月8日）を示す。
・「環告第14号」とは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（環境庁告示第14号　昭和48年2月17日　改正：環境省告示第56号　令和2年6月4日号外）を示す。
・「環告第13号」とは、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（環境庁告示13号　昭和48年2月17日　改正：環境省告示第35号　令和2年3月30日）を示す。
・「環告第68号」とは、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（環境庁告示68号　平成11年12月27日　改正：環境省告示第89号　令和4年11月25日号外）を示す。</td><td>修正</td></tr>
<tr><td>67</td><td>第２編
第２章　環境調査業務
第４節騒音調査
2-4-3</td><td>受注者は、調査の実施に当たり既存資料、観測データ…</td><td>受注者は、調査の実施に当り、既存資料、観測データ…</td><td>修正</td></tr>
</table>

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書　一部改正　（Ｒ５．３）新旧対比表

<table>
<tr><th>頁</th><th>行又は項目</th><th>現行（Ｒ３．３）</th><th>一部改訂（Ｒ５．３）</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>68</td><td>第２編
第２章　環境調査業務
第４節騒音調査
2-4-4　2.</td><td>（2）受注者は、「騒音に係る環境基準（平成11年4月1日施行）」の定める方法により測定しなければならない。</td><td>（2）受注者は、「騒音に係る環境基準について（平成10年9月30日環境庁告示64号）」の定める方法により測定しなければならない。</td><td>修正</td></tr>
<tr><td>71</td><td>第２編
第２章　環境調査業務
第６節悪臭調査
表２－６　悪臭物質成分濃度測定方法</td><td>表２－６　悪臭物質成分濃度測定方法
<table><tr><th>測定項目</th><th>測定方法</th><th>摘要</th></tr><tr><td>アンモニア</td><td>環告第9号　別表第1</td><td>敷地境界及び発生源</td></tr><tr><td>メチルメルカプタン</td><td rowspan="4">環告第9号　別表第2</td><td rowspan="4">敷地境界及び発生源（発生源は、硫化水素のみ）</td></tr><tr><td>硫化水素</td></tr><tr><td>硫化メチル</td></tr><tr><td>二硫化メチル</td></tr><tr><td>トリメチルアミン</td><td>環告第9号　別表第3</td><td>敷地境界及び発生源</td></tr><tr><td>アセトアルデヒド</td><td rowspan="5">環告第9号　別表第4</td><td rowspan="5">敷地境界及び発生源
（発生源は、アセトアルデヒドを除く５物質）</td></tr><tr><td>プロピオンアルデヒド</td></tr><tr><td>ノルマルブチルアルデヒド</td></tr><tr><td>イソブチルアルデヒド</td></tr><tr><td>ノルマルバレルアルデヒド</td></tr><tr><td>イソバレルアルデヒド</td><td>環告第9号　別表第4</td><td></td></tr><tr><td>イソブタノール</td><td>環告第9号　別表第5</td><td>敷地境界及び発生源</td></tr><tr><td>酢酸エチル</td><td rowspan="2">環告第9号　別表第6</td><td rowspan="2">敷地境界及び発生源</td></tr><tr><td>メチルイソブチルケトン</td></tr><tr><td>トルエン</td><td rowspan="3">環告第9号　別表第7</td><td rowspan="3">敷地境界及び発生源
（発生源は、スチレンを除く２物質）</td></tr><tr><td>スチレン</td></tr><tr><td>キシレン</td></tr><tr><td>プロピオン酸</td><td rowspan="4">環告第9号　別紙第8</td><td rowspan="4"></td></tr><tr><td>ノルマル酪酸</td></tr><tr><td>ノルマル吉草酸</td></tr><tr><td>イソ吉草酸</td></tr></table></td><td>表２－６　悪臭物質成分濃度測定方法
<table><tr><th>測定項目</th><th>測定方法</th><th>摘要</th></tr><tr><td>アンモニア</td><td>環告第9号　別表第1</td><td>敷地境界及び発生源</td></tr><tr><td>メチルメルカプタン</td><td rowspan="4">環告第9号　別表第2</td><td rowspan="4">敷地境界及び発生源
（発生源は、硫化水素のみ）</td></tr><tr><td>硫化水素</td></tr><tr><td>硫化メチル</td></tr><tr><td>二硫化メチル</td></tr><tr><td>トリメチルアミン</td><td>環告第9号　別表第3</td><td>敷地境界及び発生源</td></tr><tr><td>アセトアルデヒド</td><td rowspan="5">環告第9号　別表第4</td><td rowspan="5">敷地境界及び発生源
（発生源は、アセトアルデヒドを除く５物質）</td></tr><tr><td>プロピオンアルデヒド</td></tr><tr><td>ノルマルブチルアルデヒド</td></tr><tr><td>イソブチルアルデヒド</td></tr><tr><td>ノルマルバレルアルデヒド</td></tr><tr><td>イソバレルアルデヒド</td></tr><tr><td>イソブタノール</td><td>環告第9号　別表第5、別表9又は別表10</td><td>敷地境界及び発生源</td></tr><tr><td>酢酸エチル</td><td rowspan="2">環告第9号　別表第6、別表9又は別表10</td><td rowspan="2">敷地境界及び発生源</td></tr><tr><td>メチルイソブチルケトン</td></tr><tr><td>トルエン</td><td rowspan="2">環告第9号　別表第7、別表9又は別表10</td><td rowspan="2">敷地境界及び発生源</td></tr><tr><td>キシレン</td></tr><tr><td>スチレン</td><td>環告第9号　別表第7又は別表10</td><td>敷地境界</td></tr><tr><td>プロピオン酸</td><td rowspan="4">環告第9号　別紙第8</td><td rowspan="4"></td></tr><tr><td>ノルマル酪酸</td></tr><tr><td>ノルマル吉草酸</td></tr><tr><td>イソ吉草酸</td></tr></table></td><td>追記</td></tr>
<tr><td>71～72</td><td>第２編
第２章　環境調査業務
第６節悪臭調査
表２－８　悪臭物質排出成分濃度測定方法</td><td>表２－８　悪臭物質排出成分濃度測定方法
<table><tr><th>測定項目</th><th>測定方法</th><th>摘要</th></tr><tr><td>硫化水素
メチルメルカプタン
硫化メチル
二硫化メチル</td><td>環告第9号　別表第2の3</td><td></td></tr></table>注）「環告第9号」とは、「特定悪臭物質の測定の方法」（環境庁告示9号昭和47年5月30日）を示す。
「環告第63号」とは、「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（環境庁告示63号　平成7年9月13日）を示す。</td><td>表２－８　悪臭物質排出成分濃度測定方法
<table><tr><th>測定項目</th><th>測定方法</th><th>摘要</th></tr><tr><td>硫化水素</td><td rowspan="4">環告第9号　別表第2の3</td><td rowspan="4"></td></tr><tr><td>メチルメルカプタン</td></tr><tr><td>硫化メチル</td></tr><tr><td>二硫化メチル</td></tr></table>注）・「環告第9号」とは、「特定悪臭物質の測定の方法」（環境庁告示9号　昭和47年5月30日　改正：環境省告示8号　令和2年1月23日）を示す。
・「環告第63号」とは、「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（環境庁告示63号　平成7年9月13日　改正：環境省告示79号　平成28年8月19日）を示す。</td><td>追記</td></tr>
<tr><td>83</td><td>第２編
第５章　磁気探査業務
第１節磁気探査
5-1-2</td><td>受注者は、探査を実施するに当たり、必要な…</td><td>受注者は、探査を実施するに当り、必要な…</td><td>修正</td></tr>
</table>

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書　一部改正　（Ｒ５．３）新旧対比表

頁	行又は項目	現行（Ｒ３．３）	一部改訂（Ｒ５．３）	摘要
88	第２編 第７章　水理模型実験業務 第１節水理模型実験 7-1-2	受注者は、実験を行うにあたり、事前に…	受注者は、実験を行うに当り、事前に…	修正
90	第３編 第１章　土質調査業務 第１節土質調査 1-1-2	1. 受注者は、陸上部…関係機関と協議の上、現場…	1. 受注者は、陸上部…関係機関と協議のうえ、現場…	修正
92～93	第３編 第１章　土質調査業務 第１節土質調査 1-1-7　4.	4. 孔内水平載荷試験 （1）略 （2）受注者は、「JGS1421（孔内水平載荷試験方法【地盤のプレッシャーメータ試験】）」により載荷試験を行わなければならない。	4. 孔内載荷試験 （1）略 （2）受注者は、「JGS1531-2012地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、「JGS3531-2012地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」及び「JGS3532-2012ボアホールジャッキ試験」により載荷試験を行わなければならない。	修正
96	第３編 第１章　土質調査業務 第１節土質調査 1-1-9　表3-4	表３－４　試料番号記入例 頭部　件　名　Ｋ１２－５　12.75m～13.55m　１＝80／80　刃先 (イ)　(ロ)　(ハ)　(ニ)　(ヘ) Ｈ５－１－27 (ホ)	表３－４　試料番号記入例 頭部　件　名　Ｋ１２－５　12.75m～13.55m　１＝80／80　刃先 ①　②　③　④　⑥ Ｒ４－１－27 ⑤	修正
98	第３編 第１章　土質調査業務 第１節土質調査 1-1-12	(3)受注者は、地盤情報…検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。受注者は、地盤情報公開及び…発注者の指示に従って成果品データに「公開可否コード」を記入した上で、検定の申込を行うこととする。なお、検定…	(3)受注者は、地盤情報…検定を受けたうえで、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。 受注者は、地盤情報公開及び…発注者の指示に従って成果品データに「公開可否コード」を記入したうえで、検定の申込を行うこととする。なお、検定…	修正
142	調査業務写真管理基準 ２章　深浅測量	工　　種　１）深浅測量 注意事項及び説明　船上…の作業状況撮影	工　　種　１）深浅測量 注意事項及び説明　　船上…の作業状況を撮影	修正
144	調査業務写真管理基準 ４章　土質調査	工　　種　土質調査 撮影区分　品質管理 撮影項目　乱さない試料採取後の状況	工　　種　土質調査 撮影区分　品質管理 撮影項目　乱れの少ない試料採取後の状況	修正
146	調査業務写真管理基準 ５章　環境調査	工　　種　４）騒音調査 撮影区分　＿＿＿＿＿	工　　種　４）騒音調査 撮影区分　施工管理	追記

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書　一部改正　（Ｒ５．３）新旧対比表

頁	行又は項目	現行（Ｒ３．３）	一部改訂（Ｒ５．３）	摘要
146	調査業務写真管理基準 ５章　環境調査	５章　環境調査 （下表）	５章　環境調査 （下表）	体裁の修正
147	調査業務写真管理基準 ５章　環境調査	（下表）	（下表）	体裁の修正

現行（Ｒ３．３）

５章　環境調査

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準 撮影箇所	撮影基準 撮影時期	注意事項及び説明
1）流況調査	施工管理	使用船舶・機器等	観測及び海上測位機器	着工前	使用機器の種類、規格等が判明できるように撮影
			調査船、標識類	観測時	標識類が判明できるように撮影
		観測状況	測定位置測量	観測時	
			水深測量	観測時	
			観測機器設置	観測時	
			観測	観測時	測定状況が判明できるように撮影
2）水質調査	施工管理	使用船舶・機器等	試料採取器、計測機器	着工前	使用機器の種類、規格等が判明できるように撮影
			海上測位機器	着工前	
			調査船、標識類	採水時	標識類が判明できるように撮影
			試料保管容器等	搬入時	
		採水状況	採取位置測量	採水時	
			水深測量	採水時	
			試料採取、測定	採水時	
			試料採取の処理	採水時	採水試料の処理、保管状況が判明できるように撮影
		試験	試験の項目、方法、状況	試験時	試験期間が判明できるように撮影
3）底質調査	施工管理	使用船舶機器等 採泥状況 試験			2）水質調査を適用する。
4）騒音調査		測定点の選定	調査対象区域の全景	測定前	
			測定点、近傍状況	測定前	
		測定機器	測定機器	測定中	使用機器の種類、規格等が判別できるように撮影
		近景	周辺の景観を含め、測定	測定中	測定中の枚数は、測定点ごと
		遠景	条件を理解できる状況	測定中	

一部改訂（Ｒ５．３）

５章　環境調査

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準 撮影箇所	撮影基準 撮影時期	注意事項及び説明
1）流況調査	施工管理	使用船舶・機器等	観測及び海上測位機器	着工前	使用機器の種類、規格等が判明できるように撮影
			調査船、標識類	観測時	標識類が判明できるように撮影
		観測状況	測定位置測量	観測時	
			水深測量	観測時	
			観測機器設置	観測時	
			観測	観測時	測定状況が判明できるように撮影
2）水質調査	施工管理	使用船舶・機器等	試料採取器、計測機器	着工前	使用機器の種類、規格等が判明できるように撮影
			海上測位機器	着工前	
			調査船、標識類	採水時	標識類が判明できるように撮影
			試料保管容器等	搬入時	
		採水状況	採取位置測量	採水時	
			水深測量	採水時	
			試料採取、測定	採水時	
			試料採取の処理	採水時	採水試料の処理、保管状況が判明できるように撮影
		試験	試験の項目、方法、状況	試験時	試験期間が判明できるように撮影
3）底質調査	施工管理	使用船舶機器等、採泥状況、試験			2）水質調査を適用する。

現行（Ｒ３．３）

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準 撮影箇所	撮影基準 撮影時期	注意事項及び説明
5）振動調査		測定点の選定	調査対象区域の全景	測定前	
			測定点、近傍状況	測定前	
		測定機器	測定機器	測定中	使用機器の種類、規格等が判明できるように撮影
		近景	周辺の景観を含め、測定	測定中	測定中の枚数は、測定点ごと
		遠景	条件を理解できる状況	測定中	
6）悪臭調査		測定点の選定	調査対象区域の全景	測定前	
			測定点、近傍状況	測定前	
		測定機器	測定機器	測定中	使用機器の種類、規格等が判明できるように撮影
		近景	周辺の景観を含め、測定	測定中	測定中の枚数は、測定点ごと
		遠景	条件を理解できる状況	測定中	
7）環境生物調査 (1) プランクトン調査	施工管理	使用船舶、試料採集機器及び同定・分析機器	調査船、試料採集機器及び同定・分析機器	着手前	調査船、試料採集機器が判明できるように撮影
		試料採集状況	試料採集点位置測量 採水状況 プランクトンネット採集状況	試料採集時	試料採集点位置測量 採水状況、プランクトンネット採集状況が判明できるように撮影
		試料の固定状況	試料の固定及び保管状況 生体試料	試料採集時	試料の固定及び保管状況が判明できるように撮影
		試料の同定・分析状況	試料の同定・分析状況	試料の同定・分析時	試料の同定・分析状況が判明できるように撮影
(2) 卵・稚子調査	施工管理	使用船舶、試料採集機器及び同定・分析機器			(1) プランクトン調査を適用する。
		試料採集状況 試料の固定状況			

一部改訂（Ｒ５．３）

工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準 撮影箇所	撮影基準 撮影時期	注意事項及び説明
4）騒音調査	施工管理	測定点の選定	調査対象区域の全景	測定前	
			測定点、近傍状況	測定前	
		測定機器	測定機器	測定中	使用機器の種類、規格等が判別できるように撮影
		近景	周辺の景観を含め、測定条件を理解できる状況	測定中	測定中の枚数は、測定点ごと
		遠景		測定中	
5）振動調査	施工管理	測定点の選定、測定機器、近景、遠景			4）騒音調査を適用する。
6）悪臭調査	施工管理	測定点の選定、測定機器、近景、遠景			4）騒音調査を適用する。
7）環境生物調査 (1) プランクトン調査	施工管理	使用船舶、試料採集機器及び同定・分析機器	調査船、試料採集機器及び同定・分析機器	着手前	調査船、試料採集機器が判明できるように撮影
		試料採集状況	試料採集点位置測量 採水状況、プランクトンネット採集状況	試料採集時	試料採集点位置測量 採水状況、プランクトンネット採集状況が判明できるように撮影
		試料の固定状況	試料の固定及び保管状況、生体試料	試料採集時	試料の固定及び保管状況が判明できるように撮影
		試料の同定・分析状況	試料の同定・分析状況	試料の同定・分析時	試料の同定・分析状況が判明できるように撮影

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書　一部改正　（Ｒ５．３）新旧対比表

<table>
<tr><th>頁</th><th>行又は項目</th><th>現行（Ｒ３．３）</th><th>一部改訂（Ｒ５．３）</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>148</td><td>調査業務写真管理基準
５章　環境調査</td><td>
<table>
<tr><th rowspan="2">工　種</th><th rowspan="2">撮影区分</th><th rowspan="2">撮影項目</th><th colspan="2">撮影基準</th><th rowspan="2">注意事項及び説明</th></tr>
<tr><th>撮影箇所</th><th>撮影時期</th></tr>
<tr><td>(2) 卵・稚仔調査</td><td>施工管理</td><td>試料の同定・分析状況</td><td></td><td></td><td>(1) プランクトン調査を適用する。</td></tr>
<tr><td>(3) 底生生物調査</td><td>施工管理</td><td>使用船舶、試料採集機器及び同定・分析機器</td><td></td><td></td><td>(1) プランクトン調査を適用する。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>試料採集状況</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>試料の固定状況</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>試料の同定・分析状況</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>(4) 付着生物調査</td><td>施工管理</td><td>使用船舶、試料採集機器及び同定・分析機器</td><td>調査船、試料採集機器及び同定・分析機器</td><td>着手前</td><td>調査船、試料採集機器が判明できるように撮影</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>試料採集状況</td><td>試料採集点位置測量
試料採集状況</td><td>試料採集時</td><td>試料採集点位置測量、試料採集状況が判明できるように撮影</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>試料の同定・分析状況</td><td>試料の同定・分析状況</td><td>試料の同定・分析時</td><td>試料の同定・分析状況が判明できるように撮影</td></tr>
<tr><td>(5) 藻場調査</td><td>施工管理</td><td>使用船舶、航空機、試料採集機器</td><td>調査船、調査航空機
試料採集機器</td><td>着手前</td><td>調査船、調査航空機、試料採集機器が判明できるように撮影</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>調査点及び調査線</td><td>調査点及び調査線位置測量</td><td>調査時</td><td>調査点及び調査線の位置測量が判明できるように撮影</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>試料採集状況</td><td>試料採集状況</td><td>試料採集時</td><td>試料の採集状況が判明できるように撮影</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>生育調査状況</td><td>生育調査状況
環境調査状況</td><td>調査時
調査時</td><td>生育調査状況が判明できるように撮影
環境調査状況が判明できるように撮影</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>試料の同定・分析状況</td><td>試料の同定・分析状況</td><td>試料の同定・分析時</td><td>試料の同定・分析状況が判明できるように撮影</td></tr>
<tr><td>(6) 魚介類調査</td><td>施工管理</td><td>使用船舶、試料採集機器及び同定・分析機器</td><td>調査船、試料の採集機器</td><td>着手前</td><td>調査船、試料採集機器及び同定・分析機器が判明できるように撮影</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>試料採集状況</td><td>調査船の海上位置測量及び試料採集状況</td><td>試料採集時</td><td>調査船の海上位置測量及び試料採集状況が判明できるように撮影</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>試料の同定・分析状況</td><td>試料の同定・分析状況</td><td>試料の同定・分析時</td><td>試料の同定・分析状況が判明できるように撮影</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><th rowspan="2">工　種</th><th rowspan="2">撮影区分</th><th rowspan="2">撮影項目</th><th colspan="2">撮影基準</th><th rowspan="2">注意事項及び説明</th></tr>
<tr><th>撮影箇所</th><th>撮影時期</th></tr>
<tr><td>(2) 卵・稚仔調査
(3) 底生生物調査</td><td>施工管理</td><td>使用船舶、試料採集機器及び同定・分析機器</td><td></td><td></td><td>(1) プランクトン調査を適用する。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>試料採集状況</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>試料の固定状況</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>試料の同定・分析状況</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>(4) 付着生物調査</td><td>施工管理</td><td>使用船舶、試料採集機器及び同定・分析機器</td><td>調査船、試料採集機器及び同定・分析機器</td><td>着手前</td><td>調査船、試料採集機器が判明できるように撮影</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>試料採集状況</td><td>試料採集点位置測量
試料採集状況</td><td>試料採集時</td><td>試料採集点位置測量、試料採集状況が判明できるように撮影</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>試料の同定・分析状況</td><td>試料の同定・分析状況</td><td>試料の同定・分析時</td><td>試料の同定・分析状況が判明できるように撮影</td></tr>
<tr><td>(5) 藻場調査</td><td>施工管理</td><td>使用船舶、航空機、試料採集機器</td><td>調査船、調査航空機
試料採集機器</td><td>着手前</td><td>調査船、調査航空機、試料採集機器が判明できるように撮影</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>調査点及び調査線</td><td>調査点及び調査線位置測量</td><td>調査時</td><td>調査点及び調査線の位置測量が判明できるように撮影</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>試料採集状況</td><td>試料採集状況</td><td>試料採集時</td><td>試料の採集状況が判明できるように撮影</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>生育調査状況</td><td>生育調査状況
環境調査状況</td><td>調査時
調査時</td><td>生育調査状況が判明できるように撮影
環境調査状況が判明できるように撮影</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>試料の同定・分析状況</td><td>試料の同定・分析状況</td><td>試料の同定・分析時</td><td>試料の同定・分析状況が判明できるように撮影</td></tr>
<tr><td>(6) 魚介類調査</td><td>施工管理</td><td>使用船舶、試料採集機器及び同定・分析機器</td><td>調査船、試料の採集機器</td><td>着手前</td><td>調査船、試料採集機器及び同定・分析機器が判明できるように撮影</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>試料採集状況</td><td>調査船の海上位置測量及び試料採集状況</td><td>試料採集時</td><td>調査船の海上位置測量及び試料採集状況が判明できるように撮影</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>試料の同定・分析状況</td><td>試料の同定・分析状況</td><td>試料の同定・分析時</td><td>試料の同定・分析状況が判明できるように撮影</td></tr>
</table>
</td><td>体裁の修正</td></tr>
<tr><td>152</td><td>添付資料
「港湾工事等潜水作業従事者配置要領」</td><td>「港湾工事等潜水作業従事者配置要領」
１．目的
この要領は、～
２．定義
1) この要領において～</td><td>１．港湾工事等潜水作業従事者配置要領
１）目的
この要領は、～
２）定義
(1) この要領において～
※以降、同様に番号表示の統一</td><td>修正</td></tr>
<tr><td>155</td><td>添付資料
２．管理技術者及び照査技術者資格表</td><td>備考欄
但し、～</td><td>備考欄
ただし、～</td><td>修正</td></tr>
</table>

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書　一部改正　（Ｒ５．３）新旧対比表

<table>
<tr><th>頁</th><th>行又は項目</th><th>現行（Ｒ３．３）</th><th>一部改訂（Ｒ５．３）</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>158</td><td>付属資料
１．共通仕様書掲載ＪＩＳ・ＪＧＳ一覧表</td><td>
１．共通仕様書掲載ＪＩＳ・ＪＧＳ一覧表
<table>
<tr><th>編</th><th>章</th><th>節</th><th>JIS番号</th><th>JGS番号</th><th>試験名称</th><th>制定年月</th><th>改正年月</th><th>確認年月</th></tr>
<tr><td colspan="9">第２編　測量・調査等業務</td></tr>
<tr><td colspan="9">第２章　環境調査業務</td></tr>
<tr><td colspan="9">第２節　水質調査</td></tr>
<tr><td colspan="9">２－２－４　水質調査</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>K 0101</td><td></td><td>工業用水試験方法</td><td>1957. 4</td><td>2017. 10</td><td>2012. 10</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>K 0102</td><td></td><td>工場排水試験方法</td><td>1964. 2</td><td>2019. 3</td><td>2003. 4</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>K 0125</td><td></td><td>用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法</td><td>1987. 2</td><td>2016. 3</td><td>2020. 10</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>K 0170-7</td><td></td><td>流れ分析法による水質試験方法（クロム(IV)）</td><td>2011. 3</td><td>2019. 3</td><td>2015. 10</td></tr>
<tr><td colspan="9">２－２－５　分　析</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>K 0101</td><td></td><td>工業用水試験方法</td><td>1957. 4</td><td>2017. 10</td><td>2012. 10</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>K 0102</td><td></td><td>工場排水試験方法</td><td>1964. 2</td><td>2019. 3</td><td>2003. 4</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>K 0125</td><td></td><td>用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法</td><td>1987. 2</td><td>2016. 3</td><td>2020. 10</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>K 0170-7</td><td></td><td>流れ分析法による水質試験方法（クロム(IV)）</td><td>2011. 3</td><td>2019. 3</td><td>2015. 10</td></tr>
<tr><td colspan="9">第３節　底質調査</td></tr>
<tr><td colspan="9">２－３－４　底質調査</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>K 0093</td><td></td><td>工業用水・工場排水中のポリクロロビフェニル（ＰＣＢ）試験方法</td><td>1974. 5</td><td>2006. 3</td><td>2020. 10</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>K 0102</td><td></td><td>工場排水試験方法</td><td>1964. 2</td><td>2016. 3</td><td>2003. 4</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>K 0125</td><td></td><td>用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法</td><td>1987. 2</td><td>2016. 3</td><td>2007. 2</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>A 1202</td><td>0111-2009</td><td>土粒子の密度試験方法</td><td>1950. 11</td><td>2020. 3</td><td>2014. 10</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>A 1204</td><td>0131-2009</td><td>土の粒度試験方法</td><td>1950. 11</td><td>2020. 3</td><td>2014. 10</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>K 0312</td><td></td><td>工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法</td><td>1999. 9</td><td>2020. 3</td><td>2018. 10</td></tr>
</table>
注）制定年月、改正年月、確認年月はＪＩＳ（令和３年３月時点）についてのものである。
</td><td>
１．共通仕様書掲載ＪＩＳ・ＪＧＳ一覧表
<table>
<tr><th>編</th><th>章</th><th>節</th><th>JIS番号</th><th>JGS番号</th><th>試験名称</th><th>制定年月</th><th>改正年月</th><th>確認年月</th></tr>
<tr><td colspan="9">第２編　測量・調査等業務</td></tr>
<tr><td colspan="9">第２章　環境調査業務</td></tr>
<tr><td colspan="9">第２節　水質調査</td></tr>
<tr><td colspan="9">２－２－４　水質調査</td></tr>
<tr><td colspan="9">２－２－５　分　析</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>K 0101</td><td></td><td>工業用水試験方法</td><td>1957. 4</td><td>2017. 10</td><td>2022. 10</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>K 0102</td><td></td><td>工場排水試験方法</td><td>1964. 2</td><td>2019. 3</td><td>2003. 4</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>K 0102-1</td><td></td><td>工業用水・工場排水試験方法－第１部：一般理化学試験方法</td><td>2021. 5</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>K 0102-2</td><td></td><td>工業用水・工場排水試験方法－第２部：陰イオン類、アンモニウムイオン、有機体窒素、全窒素及び全りん</td><td>2022. 10</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>K 0102-3</td><td></td><td>工業用水・工場排水試験方法－第３部：金属</td><td>2022. 10</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>K 0125</td><td></td><td>用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法</td><td>1987. 2</td><td>2016. 3</td><td>2020. 10</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>K 0170-7</td><td></td><td>流れ分析法による水質試験方法－第７部：クロム(IV)</td><td>2011. 3</td><td>2019. 3</td><td>2015. 10</td></tr>
<tr><td colspan="9">第３節　底質調査</td></tr>
<tr><td colspan="9">２－３－４　底質調査</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>K 0093</td><td></td><td>工業用水・工場排水中のポリクロロビフェニル（ＰＣＢ）試験方法</td><td>1974. 5</td><td>2006. 3</td><td>2020. 10</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>K 0102</td><td></td><td>工場排水試験方法</td><td>1964. 2</td><td>2019. 3</td><td>2003. 4</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>K 0102-1</td><td></td><td>工業用水・工場排水試験方法－第１部：一般理化学試験方法</td><td>2021. 5</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>K 0102-2</td><td></td><td>工業用水・工場排水試験方法－第２部：陰イオン類、アンモニウムイオン、有機体窒素、全窒素及び全りん</td><td>2022. 10</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>K 0102-3</td><td></td><td>工業用水・工場排水試験方法－第３部：金属</td><td>2022. 10</td><td></td><td></td></tr>
</table>
注）制定年月、改正年月、確認年月はＪＩＳ（令和５年３月時点）についてのものである。
</td><td>項目等の追加</td></tr>
</table>

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書　一部改正　（Ｒ５．３）新旧対比表

<table>
<tr><th>頁</th><th>行又は項目</th><th>現行（Ｒ３．３）</th><th>一部改訂（Ｒ５．３）</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>159</td><td>付属資料
１．共通仕様書掲載ＪＩＳ・ＪＧＳ一覧表</td><td>
<table>
<tr><th>編</th><th>章</th><th>節</th><th>JIS番号</th><th>JGS番号</th><th>試　験　名　称</th><th>制定年月</th><th>改正年月</th><th>確認年月</th></tr>
<tr><td colspan="9">第３編　土質調査業務</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="8">第１章　土質調査業務</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="7">第１節　土質調査</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="7">１－１－７　原位置試験</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>Ａ 1219</td><td></td><td>標準貫入試験方法</td><td>1961. 12</td><td>2013. 3</td><td>2017. 10</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1411-2012</td><td>原位置ベーンせん断試験方法</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1435-2012</td><td>電気式静的コーン貫入試験方法</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1122-2012</td><td>地盤の弾性波速度検層方法</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="7">１－１－９　乱れの少ない試料採取</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1221-2012</td><td>固定ピストン式シンウォールサンプラーによる土試料の採取方法</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1222-2012</td><td>ロータリー式二重管サンプラーによる土試料の採取方法</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1223-2012</td><td>ロータリー式三重管サンプラーによる土試料の採取方法</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1224-2012</td><td>ロータリー式スリーブ内蔵二重管サンプラーによる試料の採取方法</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="7">１－１－11　土質試験</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="7">土質試験は、ＪＩＳ及び地盤工学会の規定（ＪＧＳ）による試験方法によらなければならない。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="7">土質試験のＪＩＳ・ＪＧＳには次のものがある。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>Ａ 1201</td><td>0101-2009</td><td>地盤材料試験のための乱した土の試料調製方法</td><td>1950. 11</td><td>2020. 3</td><td>2014. 10</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>Ａ 1202</td><td>0111-2009</td><td>土粒子の密度試験方法</td><td>1950. 11</td><td>2020. 3</td><td>2014. 10</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>Ａ 1203</td><td>0121-2009</td><td>土の含水比試験方法</td><td>1950. 11</td><td>2020. 3</td><td>2014. 10</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>Ａ 1204</td><td>0131-2009</td><td>土の粒度試験方法</td><td>1950. 11</td><td>2020. 3</td><td>2014. 10</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>Ａ 1205</td><td>0141-2009</td><td>土の液性限界・塑性限界試験方法</td><td>1950. 11</td><td>2020. 3</td><td>2016. 10</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>Ａ 1209</td><td>0145-2009</td><td>土の収縮定数試験方法</td><td>1950. 11</td><td>2020. 3</td><td>2014. 10</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>Ａ 1210</td><td>0711-2009</td><td>突固めによる土の締固め試験方法</td><td>1950. 11</td><td>2020. 3</td><td>2014. 10</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>Ａ 1211</td><td>0721-2009</td><td>ＣＢＲ試験方法</td><td>1953. 7</td><td>2020. 3</td><td>2014. 10</td></tr>
</table>
注）制定年月、改正年月、確認年月はＪＩＳ（令和３年３月時点）についてのものである。
</td><td>
<table>
<tr><th>編</th><th>章</th><th>節</th><th>JIS番号</th><th>JGS番号</th><th>試　験　名　称</th><th>制定年月</th><th>改正年月</th><th>確認年月</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>Ｋ 0125</td><td></td><td>用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法</td><td>1987. 2</td><td>2016. 3</td><td>2020. 10</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>Ａ 1202</td><td>0111-2009</td><td>土粒子の密度試験方法</td><td>1950. 11</td><td>2020. 3</td><td>2014. 10</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>Ａ 1204</td><td>0131-2009</td><td>土の粒度試験方法</td><td>1950. 11</td><td>2020. 3</td><td>2014. 10</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>Ｋ 0312</td><td></td><td>工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法</td><td>1999. 9</td><td>2020. 3</td><td>2018. 10</td></tr>
<tr><td colspan="9">第３編　土質調査業務</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="8">第１章　土質調査業務</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="7">第１節　土質調査</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="7">１－１－７　原位置試験</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>Ａ 1219</td><td></td><td>標準貫入試験方法</td><td>1961. 12</td><td>2023. 3</td><td>2017. 10</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1411-2012</td><td>原位置ベーンせん断試験方法</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1435-2012</td><td>電気式静的コーン貫入試験方法</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1122-2012</td><td>地盤の弾性波速度検層方法</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="7">１－１－９　乱れの少ない試料採取</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1221-2012</td><td>固定ピストン式シンウォールサンプラーによる土試料の採取方法</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1222-2012</td><td>ロータリー式二重管サンプラーによる土試料の採取方法</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1223-2012</td><td>ロータリー式三重管サンプラーによる土試料の採取方法</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1224-2012</td><td>ロータリー式スリーブ内蔵二重管サンプラーによる試料の採取方法</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="7">１－１－11　土質試験</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="7">土質試験は、ＪＩＳ及び地盤工学会の規定（ＪＧＳ）による試験方法によらなければならない。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="7">土質試験のＪＩＳ・ＪＧＳには次のものがある。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>Ａ 1201</td><td>0101-2009</td><td>地盤材料試験のための乱した土の試料調製方法</td><td>1950. 11</td><td>2020. 3</td><td>2014. 10</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>Ａ 1202</td><td>0111-2009</td><td>土粒子の密度試験方法</td><td>1950. 11</td><td>2020. 3</td><td>2014. 10</td></tr>
</table>
注）制定年月、改正年月、確認年月はＪＩＳ（令和５年３月時点）についてのものである。
</td><td>修正</td></tr>
</table>

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書　一部改正　（Ｒ５．３）新旧対比表

<table>
<tr><th>頁</th><th>行又は項目</th><th>現行（Ｒ３．３）</th><th>一部改訂（Ｒ５．３）</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>160</td><td>付属資料
１．共通仕様書掲載ＪＩＳ・ＪＧＳ一覧表</td><td>
<table>
<tr><th>編</th><th>章</th><th>節</th><th>JIS番号</th><th>JGS番号</th><th>試　験　名　称</th><th>制定年月</th><th>改正年月</th><th>確認年月</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>Ａ 1214</td><td></td><td>砂置換法による土の密度試験方法</td><td>1953. 12</td><td>2013. 3</td><td>2017. 10</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>Ａ 1215</td><td></td><td>道路の平板載荷試験方法</td><td>1953. 12</td><td>2013. 3</td><td>2017. 10</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>Ａ 1216</td><td>0511-2009</td><td>土の一軸圧縮試験方法</td><td>1958. 7</td><td>2020. 3</td><td>2014. 10</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>Ａ 1217</td><td>0411-2009</td><td>土の段階載荷による圧密試験方法</td><td>1960. 3</td><td>2009. 9</td><td>2019. 10</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>Ａ 1218</td><td>0311-2009</td><td>土の透水試験方法</td><td>1961. 3</td><td>2020. 3</td><td>2019. 10</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>Ａ 1219</td><td></td><td>標準貫入試験方法</td><td>1961. 12</td><td>2013. 3</td><td>2017. 10</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>Ａ 1220</td><td></td><td>機械式コーン貫入試験方法</td><td>1976. 11</td><td>2013. 3</td><td>2017. 10</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>Ａ 1221</td><td></td><td>スクリューウェイト貫入試験方法</td><td>1976. 11</td><td>2020. 10</td><td>2017. 10</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>1－１－12　成　果</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="7">土質試験結果の整理方法は原則としてＪＩＳ及び地盤工学会（ＪＧＳ）の指定する様式によるものとする。
上記ＪＩＳ・ＪＧＳ一覧表に同じ。</td></tr>
<tr><td>第４編　設計等業務</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>第３章　電算プログラム開発等業務</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>第１節　電算プログラム開発改良</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>３－１－５　プログラム設計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>Ｘ 0121</td><td></td><td>情報処理用流れ図・プログラム網図・システム資源図記号</td><td>1970. 4</td><td>1986. 2</td><td>2016. 10</td></tr>
</table>
注）制定年月、改正年月、確認年月はＪＩＳ（令和３年３月時点）についてのものである。
</td><td>
<table>
<tr><th>編</th><th>章</th><th>節</th><th>JIS番号</th><th>JGS番号</th><th>試　験　名　称</th><th>制定年月</th><th>改正年月</th><th>確認年月</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>Ａ 1203</td><td>0121-2009</td><td>土の含水比試験方法</td><td>1950. 11</td><td>2020. 3</td><td>2014. 10</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>Ａ 1204</td><td>0131-2009</td><td>土の粒度試験方法</td><td>1950. 11</td><td>2020. 3</td><td>2014. 10</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>Ａ 1205</td><td>0141-2009</td><td>土の液性限界・塑性限界試験方法</td><td>1950. 11</td><td>2020. 3</td><td>2016. 10</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>Ａ 1209</td><td>0145-2009</td><td>土の収縮定数試験方法</td><td>1950. 11</td><td>2020. 3</td><td>2014. 10</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>Ａ 1210</td><td>0711-2009</td><td>突固めによる土の締固め試験方法</td><td>1950. 11</td><td>2020. 3</td><td>2014. 10</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>Ａ 1211</td><td>0721-2009</td><td>ＣＢＲ試験方法</td><td>1953. 7</td><td>2020. 3</td><td>2014. 10</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>Ａ 1214</td><td></td><td>砂置換法による土の密度試験方法</td><td>1953. 12</td><td>2013. 3</td><td>2022. 11</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>Ａ 1215</td><td></td><td>道路の平板載荷試験方法</td><td>1953. 12</td><td>2013. 3</td><td>2022. 11</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>Ａ 1216</td><td>0511-2009</td><td>土の一軸圧縮試験方法</td><td>1958. 7</td><td>2020. 3</td><td>2014. 10</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>Ａ 1217</td><td>0411-2009</td><td>土の段階載荷による圧密試験方法</td><td>1960. 3</td><td>2021. 3</td><td>2019. 10</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>Ａ 1218</td><td>0311-2009</td><td>土の透水試験方法</td><td>1961. 3</td><td>2020. 3</td><td>2019. 10</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>Ａ 1219</td><td></td><td>標準貫入試験方法</td><td>1961. 12</td><td>2023. 3</td><td>2017. 10</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>Ａ 1220</td><td></td><td>機械式コーン貫入試験方法</td><td>1976. 11</td><td>2013. 3</td><td>2022. 11</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>Ａ 1221</td><td></td><td>スクリューウェイト貫入試験方法</td><td>1976. 11</td><td>2020. 10</td><td>2017. 10</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>1－１－12　成　果</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="7">土質試験結果の整理方法は原則としてＪＩＳ及び地盤工学会（ＪＧＳ）の指定する様式によるものとする。
上記ＪＩＳ・ＪＧＳ一覧表に同じ。</td></tr>
<tr><td>第４編　設計等業務</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>第３章　電算プログラム開発等業務</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>第１節　電算プログラム開発改良</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>３－１－５　プログラム設計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>Ｘ 0121</td><td></td><td>情報処理用流れ図・プログラム網図・システム資源図記号</td><td>1970. 4</td><td>1986. 2</td><td>2021. 6</td></tr>
</table>
注）制定年月、改正年月、確認年月はＪＩＳ（令和５年３月時点）についてのものである。
</td><td>修正</td></tr>
<tr><td>161</td><td>付属資料
２．海上工事における関係法令一覧
航行安全に関する法令</td><td>内航海運業法（昭和27．5.27法律151号）
同施行規則（昭和27．7．2運輸省令第42号）</td><td>内航海運業法（昭和27．5.27法律151号）
同施行令（令和4．1．4政令第７号）
同施行規則（昭和27．7．2運輸省令第42号）</td><td>追記</td></tr>
</table>

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書　一部改正　（Ｒ５．３）新旧対比表

頁	行又は項目	現行（Ｒ３．３）	一部改訂（Ｒ５．３）	摘要
161 ～ 162	付属資料 ２．海上工事における関係法令一覧 港湾等整備に関する法令	港湾の施設の技術上の基準を定める省令（昭和49.7.16運輸省令第30号） 漁港法（昭和25. 5. 2法律第137号） ～ 海岸法（昭和31. 5.12法律第101号） 同施行令（昭和31.11. 7政令第332号） 同施行規則（昭和31.11.10農林、運輸、建設省令第１号） 公有水面埋立法（大正10. 4. 9法律第57号） 同施行令（大正11. 4. 8勅令第194号） 同施行規則（昭和49. 3.18運輸、建設省令第１号）	港湾の施設の技術上の基準を定める省令（平成19.3.26国土交通省令第15号） 漁港漁場整備法（昭和25. 5. 2法律第137号） ～ 海岸法（昭和31. 5.12法律第101号） 同施行令（昭和31.11. 7政令第332号） 同施行規則（昭和31.11.10農林省、運輸省、建設省令第１号） 公有水面埋立法（大正10. 4. 9法律第57号） 同施行令（大正11. 4. 8勅令第194号） 同施行規則（昭和49. 3.18運輸省、建設省令第１号）	修正
162 ～ 163	付属資料 ２．海上工事における関係法令一覧 海洋汚染防止等に関する法令	～ 資源の有効な利用の（平成3. 4.26法律第48号） 促進に関する法律 建設工事に係る資材（平成12. 5.31法律第104号） の再資源化等に関す る法律 同施工令（平成12.11.19政令第495号） 同施行規則（平成14. 3. 5 国土交通省・環境省第1号） 水質汚濁防止法（昭和45.12.25法律第138号） 同施行令（昭和46. 6.17政令第188号） 同施行規則（昭和46. 6.19 総理府通産省令第２号） 水産資源保護法（昭和26.12.17法律第313号） 自然環境保全法（昭和47. 6.22法律第85号） 同施行令（昭和48. 3.31政令第38号） 同施行規則（昭和48. 2. 9総理府令第62号）	～ 資源の有効な利用の促進に関する法律 （平成3. 4.26法律第48号） 同施行令（平成3.10.18政令第327号） 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 （平成12. 5.31法律第104号） 同施行令（平成12.11.19政令第495号） 同施行規則（平成14. 3. 5 国土交通省、環境省第1号） 水質汚濁防止法（昭和45.12.25法律第138号） 同施行令（昭和46. 6.17政令第188号） 同施行規則（昭和46. 6.19 総理府、通商産業省令第２号） 水産資源保護法（昭和26.12.17法律第313号） 同施行令（昭和27. 6.14政令第194号） 同施行規則（昭和27. 6.16農林省令第44号） 自然環境保全法（昭和47. 6.22法律第85号） 同施行令（昭和48. 3.31政令第38号） 同施行規則（昭和48.11. 9総理府令第62号）	追記 修正
163	付属資料 ２．海上工事における関係法令一覧 危険物に関する法令	火薬類取締法（昭和25. 5. 4法律第149号） 令同施行規則（昭和25.10.31通産省令第88号） 火薬類の運搬に関す（昭和35.12.28総理府令第65号） る総理府令 ～	火薬類取締法（昭和25. 5. 4法律第149号） 同 施行令 （昭和25.10.31政令第323号） 同 施行規則 （昭和25.10.31通商産業省令第88号） 火薬類の運搬に関する内閣府令 （昭和35.12.28総理府令第65号）	追記 修正

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書　一部改正　（Ｒ５．３）新旧対比表

頁	行又は項目	現行（Ｒ３．３）	一部改訂（Ｒ５．３）	摘要
164	付属資料 ２．海上工事における 関係法令一覧 交通安全に関する法令	～ 土砂等を運搬する大（昭和42．8．2法律第131号） 型自動車による交通 事故の防止等に関す る特別措置法	～ 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等 に 関する特別措置法（昭和42．8．2法律第131号） 同施行令（昭和42.12.18政令第363号） 同施行規則（昭和42.12.22運輸省令第86号）	追記 修正
164	付属資料 ２．海上工事における 関係法令一覧 船舶設備に関する法令	船舶安全法（昭和8．3.15法律第11号） 同施行令（昭和9．2．1勅令第13号） 同施行規則（昭和38．9.25運輸省令第41号） 鋼船構造規程（昭和15．4.24逓信省令第24号） 船舶構造規則（平成10．3.31運輸省令第16号） 船舶機関規則（昭和59．8.30運輸省令第55号） ～	船舶安全法（昭和8．3.15法律第11号） 同施行令（昭和9．2．1勅令第13号） 同施行規則（昭和38．9.25運輸省令第41号） ~~鋼船構造規程（昭和15．4.24逓信省令第24号）~~ 船舶構造規則（平成10．3.31運輸省令第16号） 船舶機関規則（昭和59．8.30運輸省令第28号） ～	削除 修正
164	付属資料 ２．海上工事における 関係法令一覧 船員に関する法令	船舶職員及び小型（昭和26．4.16法律第149号） 船舶操縦者法 同施行令（昭和58．2.12政令第令13号） 同施行規則（昭和26.10.15運輸省令第91号） 船員法（昭和22．9．1法律第100号） 同施行規則（昭和22．9．1運輸省令第23号） 小型船等に乗組む海（昭和42．6．2運輸省令第31号） 員の労働時間及び休 日に関する省令 船員労働安全衛生規則(昭和39．7.31運輸省令第53号) 船員保険法（昭和14．4．6法律第73号）	船舶職員及び小型船舶操縦者法 （昭和26．4.16法律第149号） 同施行令（昭和58．2.12政令第~~令~~13号） 同施行規則（昭和26.10.15運輸省令第91号） 船員法（昭和22．9．1法律第100号） 同施行規則（昭和22．9．1運輸省令第23号） ~~小型船等に乗組む海（昭和42．6．2運輸省令第31号）~~ ~~員の労働時間及び休~~ ~~日に関する省令~~ 船員労働安全衛生規則(昭和39．7.31運輸省令第53号) 船員保険法（昭和14．4．6法律第73号） 同施行令（昭和28．8.31政令第240号） 同施行規則（昭和15．2.27厚生省令第５号）	削除 追記

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書　一部改正　（Ｒ５．３）新旧対比表

<table>
<tr><th>頁</th><th>行又は項目</th><th>現行（Ｒ３．３）</th><th>一部改訂（Ｒ５．３）</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>165</td><td>付属資料
３．工事等に関する許可申請、届出手続の手引き
(1) 港湾区域内で、工事等を施工する場合</td><td>３．工事等に関する許可申請、届出手続の手引き
(1) 港湾区域内で、工事等を施工する場合
<table>
<tr><th>書類の名称</th><th>港湾工事等許可申請書</th></tr>
<tr><td>根拠法令</td><td>港湾法37－1項、同令13、14</td></tr>
<tr><td>適用海域</td><td>港湾区域内、又は港湾隣接地域内(港湾隣接地域内とは、港湾区域に隣接する地域であって港湾管理者の長が指定する区域)</td></tr>
<tr><td>手続を必要とするとき</td><td>次の工事等を施工しようとするとき
① 港湾区域の水域（上空100mまでの区域及び水底下60mまでの区域を含む以下同じ）又は公共空地の占用
② 港湾区域内の水域又は公共空地における土砂の採取
③ 水域施設、外かく施設、けい留施設、運河、用水きょ又は排水きょの建設又は改良
（第一項の占用を伴うものは除く）
④ 前各号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある次の行為
イ．港湾管理者の長が指定する護岸、堤防、岸壁、さん橋又は物揚場の水際線から20m以内の地域においてする構築物の建設又は改築
ロ．港湾管理者の長が指定する廃物の投棄</td></tr>
<tr><td>提出者</td><td>工事等施工者</td></tr>
<tr><td>提出先</td><td>港湾管理者の長</td></tr>
<tr><td>他の法令との関係</td><td>公有水面埋立法第２条第１項の規定による免許を受けた場合は、本件許可は不要である。
港湾区域の定めのない港湾で都道府県知事が水域を定めて公告した場合は、その水域施設、外かく施設、若しくはけい留施設を建設し、その他水域の一部を占用し、土砂を採取し、又はその他の港湾の利用若しくは保全に支障を与えるおそれのある政令で定める行為をしようとする者は、当該都道府県知事の許可を受けなければならない。（港湾法56－１）</td></tr>
</table></td><td>３．工事等に関する許可申請、届出手続の手引き
(1) 港湾区域内で、工事等を施工する場合
<table>
<tr><th>書類の名称</th><th>港湾工事等許可申請書</th></tr>
<tr><td>根拠法令</td><td>港湾法37－1項、同令13、14</td></tr>
<tr><td>適用海域</td><td>港湾区域内、又は港湾隣接地域内(港湾隣接地域内とは、港湾区域に隣接する地域であって港湾管理者が指定する区域)</td></tr>
<tr><td>手続を必要とするとき</td><td>次の工事等を施工しようとするとき
① 港湾区域の水域（上空１００mまでの区域及び水底下60mまでの区域を含む以下同じ）又は公共空地の占用
② 港湾区域内の水域又は公共空地における土砂の採取
③ 水域施設、外郭施設、係留施設、運河、用水きょ又は排水きょの建設又は改良
（第一号の占用を伴うものは除く）
④ 前各号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある次の行為
イ．港湾管理者が指定する護岸、堤防、岸壁、さん橋又は物揚場の水際線から20m以内の地域においてする構築物の建設又は改築
ロ．港湾管理者が指定する廃物の投棄</td></tr>
<tr><td>提出者</td><td>工事等施工者</td></tr>
<tr><td>提出先</td><td>港湾管理者</td></tr>
<tr><td>他の法令との関係</td><td>公有水面埋立法第２条第１項の規定による免許を受けた場合は、本件許可は不要である。
港湾区域の定めのない港湾で都道府県知事が水域を定めて公告した場合は、その水域において、水域施設、外郭施設、若しくは係留施設を建設し、その他水域の一部を占用し、土砂を採取し、又はその他の港湾の利用若しくは保全に支障を与えるおそれのある政令で定める行為をしようとする者は、当該都道府県知事の許可を受けなければならない。（港湾法56－１）</td></tr>
</table></td><td>修正</td></tr>
</table>

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書　一部改正　（Ｒ５．３）新旧対比表

<table>
<tr><th>頁</th><th>行又は項目</th><th>現行（Ｒ３．３）</th><th>一部改訂（Ｒ５．３）</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>166</td><td>付属資料
３．工事等に関する許可申請、届出手続の手引き
(2) 港域内又は境界付近で工事等を施工する場合</td><td>(2) 港域内又は境界付近で工事等を施工する場合
<table>
<tr><th>書類の名称</th><th>作業等許可申請書</th></tr>
<tr><td>根拠法令</td><td>港則法31－1項、43項
同則16</td></tr>
<tr><td>適用海域</td><td>特定港内又は特定港の境界附近（特定港以外の港にも準用）</td></tr>
<tr><td>手続を必要とするとき</td><td>工事又は作業を行うとき</td></tr>
<tr><td>提出者</td><td>工事又は作業の実施責任者</td></tr>
<tr><td>提出先</td><td>特定港にあっては所轄港長
特定港以外の港にあっては所轄海上保安（監）部又は海上保安部の長</td></tr>
<tr><td>申請の内容</td><td>① 氏名及び住所
② 工事又は作業の目的及び種類
③ 工事又は作業の期間及び時間
④ 工事又は作業の区域又は場所
⑤ 工事又は作業の方法
⑥ その他（標識、警戒要領その他船舶に対する事故防止措置等）</td></tr>
</table></td><td>(2) 港域内又は境界付近で工事等を施工する場合
<table>
<tr><th>書類の名称</th><th>工事・作業許可申請書</th></tr>
<tr><td>根拠法令</td><td>港則法31－1項、45項、同則16、20-9</td></tr>
<tr><td>適用海域</td><td>特定港内又は特定港の境界附近（特定港以外の港にも準用）</td></tr>
<tr><td>手続を必要とするとき</td><td>工事又は作業を行うとき</td></tr>
</table>
<table>
<tr><th>書類の名称</th><th>工事・作業許可申請書</th></tr>
<tr><td>提出者</td><td>工事又は作業の実施責任者</td></tr>
<tr><td>提出先</td><td>特定港にあっては所轄港長
特定港以外の港にあっては所轄海上保安（監）部又は海上保安航空基地の長</td></tr>
<tr><td>申請の内容</td><td>① 氏名及び住所
② 工事又は作業の目的及び種類
③ 工事又は作業の期間及び時間
④ 工事又は作業の区域又は場所
⑤ 工事又は作業の方法
⑥ その他（標識、警戒要領その他船舶に対する事故防止措置等）</td></tr>
</table></td><td>修正</td></tr>
</table>

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書　一部改正　（Ｒ５．３）新旧対比表

<table>
<tr><th>頁</th><th>行又は項目</th><th>現行（Ｒ３．３）</th><th>一部改訂（Ｒ５．３）</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>166</td><td>付属資料
３．工事等に関する許可申請、届出手続の手引き
(3) 港湾区域及び第56条第１項の規定により公示されている水域を除く水域で工事等を施工する場合</td><td>(3) 港湾区域及び第56条第１項の規定により公示されている水域を除く水域で工事等を施工する場合
<table><tr><th>書類の名称</th><th>工　事　等　届　出　書</th></tr><tr><td>根　拠　法　令</td><td>港湾法56－3、同令20、同則29、30</td></tr><tr><td>適　用　海　域</td><td>港湾区域及び港湾法第56条第１項以外の水域</td></tr><tr><td>手続を必要とするとき</td><td>水域施設、外郭施設又は係留施設（危険物積載船、旅客船又は自動車航送船を係留するための係留施設、スポーツ又はレクリエーション用に供するヨット、モーターボートその他の船舶を係留するための係留施設、総トン数500トン以上の船舶の係留施設）を建設し又は改良する場合</td></tr><tr><td>提　出　者</td><td>工事等施工者</td></tr></table></td><td>(3) 港湾区域及び第56条第１項の規定により公示されている水域を除く水域で工事等を施工する場合
<table><tr><th>書類の名称</th><th>水域施設等（建設・改良）届出書</th></tr><tr><td>根　拠　法　令</td><td>港湾法56－3、同令20、同則29、30</td></tr><tr><td>適　用　海　域</td><td>港湾区域及び港湾法第56条第１項以外の水域</td></tr><tr><td>手続を必要とするとき</td><td>水域施設、外郭施設又は係留施設（危険物積載船、旅客船又は自動車航送船を係留するための係留施設、スポーツ又はレクリエーション用に供するヨット、モーターボートその他の船舶を係留するための係留施設、総トン数500トン以上の船舶の係留施設）を建設又は改良する場合</td></tr><tr><td>提　出　者</td><td>工事等施工者</td></tr><tr><td>提　出　先</td><td>都道府県知事（当該届出にかかわる水域施設等の所在する地先水面が２以上の都道府県にまたがる時はそれぞれに提出）</td></tr><tr><td>記　載　事　項</td><td>１）事　項
①　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
②　種類及び規模
③　船舶許容能力、係留能力
④　工事の開始及び完了の予定期日
⑤　使用及び管理の計画
２）添付書類
①　次の事項を示し又は記載した書類
イ．諸元及び要求性能</td></tr></table></td><td>修正</td></tr>
</table>

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書　一部改正　（Ｒ５．３）新旧対比表

<table>
<tr><th>頁</th><th>行又は項目</th><th>現行（Ｒ３．３）</th><th>一部改訂（Ｒ５．３）</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>167</td><td>付属資料
３．工事等に関する許可申請、届出手続の手引き
(3) 港湾区域及び第56条第１項の規定により公示されている水域を除く水域で工事等を施工する場合</td><td>
<table>
<tr><th>書類の名称</th><th>工　事　等　届　出　書</th></tr>
<tr><td>提　出　先</td><td>都道府県知事（当該届出にかかわる水域施設等の所在する地先水面が２以上の都道府県にまたがる時はそれぞれに提出）</td></tr>
<tr><td>記　載　事　項</td><td>1）事　項
①　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
②　種類規模及び構造
③　船舶許容能力、係留能力
④　工事の開始及び完了の予定期日
⑤　使用及び管理の計画
2）添付書類
①　工事設計書
②　位置及び付近の状況を表示した縮尺1／10,000以上の図面
③　水域の範囲及び水深を表示した縮尺1／1,000以上の図面
④　規模及び構造を表示した縮尺1／1,000以上の平面図、立面図、断面図及び構造図（種類、規模等により一部を省略することができる）
⑤　その他参考書類</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><th>書類の名称</th><th>水域施設等（建設・改良）届出書</th></tr>
<tr><td></td><td>ロ. 作用及びその設定根拠
ハ. イ及びロの照査方法
②　施工方法、施工管理方法及び安全管理方法を記載した書類
③　維持管理方法を記載した書類
④　位置及び付近の状況を表示した縮尺1／10,000以上の図面
⑤　水域の範囲及び水深を表示した縮尺1／1,000以上の図面
⑥　規模及び構造を表示した縮尺1／1,000以上の平面図、立面図、断面図及び構造図（種類、規模等により一部を省略することができる）
⑦　その他参考書類</td></tr>
</table>
</td><td></td></tr>
</table>

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書　一部改正　（Ｒ５．３）新旧対比表

<table>
<tr><th>頁</th><th>行又は項目</th><th>現行（Ｒ３．３）</th><th>一部改訂（Ｒ５．３）</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>167
～
169</td><td>付属資料
３．工事等に関する許可申請、届出手続の手引き
(4) 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海で工事等を施工する場合</td><td>(4) 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海で工事等を施工する場合
<table>
<tr><th>書類の名称</th><th>工事等許可申請書</th><th>工事等届出書</th></tr>
<tr><td>根拠法令</td><td>海交法30、同規則25</td><td>海交法31、同規則27</td></tr>
<tr><td>適用海域</td><td>航路又はその周辺の政令で定める海域</td><td>左記以外の海交法適用海域</td></tr>
<tr><td>手続を必要とするとき</td><td>① 工事、作業をするとき又は変更するとき
② 工作物の設置、又は変更するとき</td><td>同　左
同　左</td></tr>
</table></td><td>(4) 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海で工事等を施工する場合
<table>
<tr><th>書類の名称</th><th>工事等許可申請書</th><th>工事等届出書</th></tr>
<tr><td>根拠法令</td><td>海交法40、同則25</td><td>海交法41、同則27</td></tr>
<tr><td>適用海域</td><td>航路又はその周辺の政令で定める海域</td><td>左記以外の海交法適用海域</td></tr>
<tr><td>手続を必要とするとき</td><td>① 工事、作業をするとき又は変更するとき
② 工作物の設置、又は変更するとき</td><td>同　左
同　左</td></tr>
<tr><td>提出者</td><td>工事又は作業をしようとする者、工作物の設置をしようとする者</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td>提出先</td><td>所轄海上保安部の長
（所轄管区海上保安本部長あて）</td><td>所轄海上保安（監）部又は海上保安航空基地の長
（所轄管区海上保安本部長あて）</td></tr>
<tr><td>提出部数</td><td>２部</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td>記載事項</td><td>① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
② 当該行為の種類
③ 当該行為の目的</td><td>① 許可記載事項のうち①～⑤及び⑦の事項
② 当該行為により生じるおそれがある船舶交通の危険を防止するために講</td></tr>
</table></td><td>修正</td></tr>
</table>

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書　一部改正　（Ｒ５．３）新旧対比表

<table>
<tr><th>頁</th><th>行又は項目</th><th>現行（Ｒ３．３）</th><th>一部改訂（Ｒ５．３）</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>167
～
169</td><td>付属資料
３．工事等に関する許可申請、届出手続の手引き
(4) 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海で工事等を施工する場合</td><td>
<table>
<tr><th>書類の名称</th><th>工事等許可申請書</th><th>工事等届出書</th></tr>
<tr><td>提出者</td><td>工事、作業を行おうとする者又は工作物を設置しようとするもの</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td>提出先</td><td>所轄海上保安（監）部
（所轄管区海上保安本部長あて）</td><td>同　左
同　左</td></tr>
<tr><td>提出部数</td><td>２部</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td>記載事項</td><td>① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
② 当該行為の種類
③ 当該行為の目的
④ 当該行為に係わる場所
⑤ 当該行為の方法
⑥ 当該行為により生じるおそれがある船舶交通の妨害を予防するために講じる措置の概要
⑦ 当該行為の着手及び完了の予定期日
⑧ 工事又は作業をしようとする場合は
イ．現場責任者の氏名及び住所
ロ．使用船舶の概要
⑨ 工作物を設置しようとする場合はその工作物の概要
（添付書類）
位置図、並びに当該行為</td><td>① 許可記載事項のうち①～⑤及び⑦の事項
② 当該行為により生じるおそれがある船舶交通危険を防止するために講じる措置の概要
③ 工事又は作業をしようとする場合にあっては許可記載事項の⑧の事項
④ 工作物を設置する場合にあっては許可記載事項の⑨の事項
⑤ けい留施設を設置しようとする場合はけい留施設の使用計画
（添付書類）
位置図並びに当該行為に係る
工作物の平面図、断面図、構造図、⑤にあっては使用の計画の作成の基礎を記載した書類</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><th>書類の名称</th><th>工事等許可申請書</th><th>工事等届出書</th></tr>
<tr><td></td><td>④ 当該行為に係る場所
⑤ 当該行為の方法
⑥ 当該行為により生じるおそれがある船舶交通の妨害を予防するために講じる措置の概要
⑦ 当該行為の着手及び完了の予定期日
⑧ 工事又は作業をしようとする場合は
イ．現場責任者の氏名及び住所
ロ．使用船舶の概要
⑨ 工作物を設置しようとする場合はその工作物の概要
（添付書類）
位置図並びに当該行為に係る工作物の平面図、断面図、構造図</td><td>じる措置の概要
③ 工事又は作業をしようとする場合にあっては許可記載事項の⑧の事項
④ 工作物を設置する場合にあっては許可記載事項の⑨の事項
⑤ 係留施設を設置しようとする場合は係留施設の使用計画
（添付書類）
位置図並びに当該行為に係る工作物の平面図、断面図、構造図、⑤にあっては使用の計画の作成の基礎を記載した書類</td></tr>
<tr><td>他の法令との関係</td><td colspan="2">港則法の規定に基づき工事の許可を受けた場合は本件の許可、届出は不要である</td></tr>
</table>
</td><td>修正</td></tr>
<tr><td>167
～
169</td><td>付属資料
３．工事等に関する許可申請、届出手続の手引き
(4) 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海で工事等を施工する場合</td><td>
<table>
<tr><th>書類の名称</th><th>工事等許可申請書</th><th>工事等届出書</th></tr>
<tr><td></td><td>に係わる工作物の平面図、断面図、構造図</td><td></td></tr>
<tr><td>他の法令との関係</td><td colspan="2">港則法の規定に基づき工事の許可を受けた場合は本件の許可、届出は不要である</td></tr>
</table>
</td><td></td><td>修正</td></tr>
</table>

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書　一部改正　（Ｒ５．３）新旧対比表

<table>
<tr><th>頁</th><th>行又は項目</th><th>現行（Ｒ３．３）</th><th>一部改訂（Ｒ５．３）</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>169
～
171</td><td>付属資料
３．工事等に関する許可申請、届出手続の手引き
(6) 海岸保全区域で工事等を施工する場合</td><td>(6) 海岸保全区域で工事等を施工する場合
<table>
<tr><th>書類の名称</th><th>海岸保全区域
占用許可申請書</th><th>海岸保全区域
工事等許可申請書</th></tr>
<tr><td>根拠法令</td><td>海岸法7、同則3</td><td>海岸法8、同令3、同則4</td></tr>
<tr><td>適用海域</td><td>（陸地においては満潮時の水際線から、水面においては干潮時の水際線から、それぞれ50mをこえない範囲）</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td>手続を必要とするとき</td><td>海岸保全施設以外又は工作物を設けて、当該海岸保全区域を占用しようとするとき</td><td>次の行為をしようとするとき
①　土石（砂を含む）を採取すること</td></tr>
</table></td><td>(6) 海岸保全区域で工事等を施工する場合
<table>
<tr><th>書類の名称</th><th>海岸保全区域
占用許可申請書</th><th>海岸保全区域
工事等許可申請書</th></tr>
<tr><td>根拠法令</td><td>海岸法7、同則3</td><td>海岸法8、同令3、同則4</td></tr>
<tr><td>適用海域</td><td>（陸地においては満潮時の水際線から、水面においては干潮時の水際線から、それぞれ50mをこえない範囲）</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td>手続を必要とするとき</td><td>海岸保全施設以外又は工作物を設けて、当該海岸保全区域を占用しようとするとき</td><td>次の行為をしようとするとき
①　土石（砂を含む）を採取すること
②　水面又は公共海岸の土地以外の土地において、他の施設等を新設し、又は改築すること
③　土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為（木材その他の物件を投棄し、又は係留する等の行為で、海岸保全施設を損壊するおそれがあると認めて海岸管理者が指定するもの）</td></tr>
<tr><td>提出者</td><td>占用しようとするもの</td><td>工事等施工者</td></tr>
<tr><td>提出先</td><td>海岸管理者</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td>申請の内容</td><td>①　海岸保全区域の占用の目的
②　海岸保全区域の占用の期間
③　海岸保全区域の占用の場所
④　施設又は工作物の構造
⑤　工事実施の方法
⑥　工事実施の期間</td><td>①　土石採取の場合
イ．採取の目的
ロ．採取の期間
ハ．採取の場所
ニ．採取の方法
ホ．採取量
②　施設又は工作物の新設、改築の場合
イ．新設又は、改築する目的
ロ．新設又は、改築する場所</td></tr>
</table></td><td>修正</td></tr>
</table>

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書　一部改正　（Ｒ５．３）新旧対比表

<table>
<tr><th>頁</th><th>行又は項目</th><th>現行（Ｒ３．３）</th><th>一部改訂（Ｒ５．３）</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>169
～
171</td><td>付属資料
３．工事等に関する許可申請、届出手続の手引き
(6) 海岸保全区域で工事等を施工する場合</td><td>
<table>
<tr><th>書類の名称</th><th>海岸保全区域
占用許可申請書</th><th>海岸保全区域
工事等許可申請書</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>② 水面若しくは他の土地の他の施設等を新設し、又は水面若しくは他の土地にある他の施設等を改築すること
③ 土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為（木材その他の物件を投棄し、又は係留する等の行為で、海岸保全施設を損壊するおそれがあると認めて海岸管理者が指定するもの）</td></tr>
<tr><td>提出者</td><td>占用しようとするもの</td><td>工事等施工者</td></tr>
<tr><td>提出先</td><td>海岸管理者</td><td>同左</td></tr>
<tr><td>申請の内容</td><td>① 海岸保全区域の占用の目的
② 海岸保全区域の占用の期間
③ 海岸保全区域の占用の場所
④ 施設又は工作物の構造
⑤ 工事実施の方法
⑥ 工事実施の期間</td><td>① 土石採取の場合
イ．採取の目的
ロ．採取の期間
ハ．採取の場所
ニ．採取の方法
ホ．採取量
② 施設又は工作物の新設、改築の場合
イ．新設又は、改築する目的
ロ．新設又は、改築する場所
ハ．新設又は、改築する</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><th>書類の名称</th><th>海岸保全区域
占用許可申請書</th><th>海岸保全区域
工事等許可申請書</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>ハ．新設又は、改築する施設又は工作物の構造
ニ．工事実施の方法
ホ．工事実施の期間
③ 土地の掘削、盛土、切土等を行う場合
イ．目的、ロ．内容
ハ．期間、ニ．場所
ホ．方法</td></tr>
</table>
</td><td>修正</td></tr>
</table>

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書　一部改正　（Ｒ５．３）新旧対比表

<table>
<tr><th>頁</th><th>行又は項目</th><th>現行（Ｒ３．３）</th><th>一部改訂（Ｒ５．３）</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>169
～
171</td><td>付属資料
３．工事等に関する許可申請、届出手続の手引き
(6) 海岸保全区域で工事等を施工する場合</td><td>
<table>
<tr><th>書類の名称</th><th>海岸保全区域
占用許可申請書</th><th>海岸保全区域
工事等許可申請書</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>施設又は工作物の構造
ニ．工事実施の方法
ホ，工事実施の期間
③　土地の掘削、盛土、切土等を行う場合
イ．目　的
ロ．内　容
ハ．期　間
ニ．場　所
ホ．方　法</td></tr>
</table>
</td><td></td><td>修正</td></tr>
<tr><td>171
～
172</td><td>付属資料
３．工事等に関する許可申請、届出手続の手引き
(7) 自然公園、特別地域内で工事等を施工する場合</td><td>(7) 自然公園、特別地域内で工事等を施工する場合
<table>
<tr><th>書類の名称</th><th>自然公園法特別地域工事等許可申請書</th></tr>
<tr><td>根拠法令</td><td>自然公園法17　18　18－2　20　同則10</td></tr>
<tr><td>適用海域</td><td>特別地域（国立公園、国定公園）
特別保護地区、海中公園地区</td></tr>
<tr><td>手続を必要とするとき</td><td>特別地域内で次の行為をしようとするとき
①　工作物を新築し、改築し、又は増築すること
②　木竹を伐採すること
③　鉱物を掘採し、又は土石を採取すること
④　河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること
④の2.　環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺１キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排水すること
⑤　広告物その他これに類するものを提出し、若しくは設置し、又は公告その他これに類するものを工作物等に表示すること
⑥　水面を埋立て、又は干拓すること</td></tr>
</table>
</td><td>(7) 自然公園、特別地域内で工事等を施工する場合
<table>
<tr><th>書類の名称</th><th>自然公園法特別地域工事等許可申請書</th></tr>
<tr><td>根拠法令</td><td>自然公園法20、21、22、33、同則10</td></tr>
<tr><td>適用海域</td><td>特別地域（国立公園、国定公園）
特別保護地区、海域公園地区</td></tr>
<tr><td>手続を必要とするとき</td><td>特別地域内で次の行為をしようとするとき
①　工作物を新築し、改築し、又は増築すること
②　木竹を伐採すること
③　環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること
④　鉱物を掘採し、又は土石を採取すること
⑤　河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること
⑥　環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺１キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排水すること
⑦　広告物その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること
⑧　屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること
⑨　水面を埋め立て、又は干拓すること
⑩　土地を開墾しその他土地の形状を変更すること
⑪　高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること</td></tr>
</table>
</td><td>修正</td></tr>
</table>

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書　一部改正　（Ｒ５．３）新旧対比表

<table>
<tr><th>頁</th><th>行又は項目</th><th>現行（Ｒ３．３）</th><th>一部改訂（Ｒ５．３）</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>171
～
172</td><td>付属資料
３．工事等に関する許可申請、届出手続の手引き
(7) 自然公園、特別地域内で工事等を施工する場合</td><td>
<table>
<tr><th>書類の名称</th><th>自然公園法特別地域工事等許可申請書</th></tr>
<tr><td></td><td>⑦　土地を開墾しその他土地の形状を変更すること
⑧　高山植物その他これに類する植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること
⑨　屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること
⑩　道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境庁長官が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること</td></tr>
<tr><td>提　出　者</td><td>工事等施工者</td></tr>
<tr><td>提　出　先</td><td>国立公園区域　環境大臣
国定公園区域　都道府県知事</td></tr>
<tr><td>申請の内容</td><td>①　申請者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
②　行為の種類
③　行為の目的
④　行為の場所
⑤　行為地及びその付近の状況
⑥　行為の施行方法
⑦　着手及び完了の予定日
（添付図面等）
①　行為の場所を明らかにした縮尺５万分の１以上の地形図
②　行為地及びその附近の状況を明らかにした縮尺５千分の１以上の概況図及び天然色写真
③　行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の１以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
④　行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の１以上の図面</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><th>書類の名称</th><th>自然公園法特別地域工事等許可申請書</th></tr>
<tr><td></td><td>⑫　環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと
⑬　山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること
⑭　環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む）
⑮　屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること
⑯　湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること
⑰　道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること
⑱　前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの</td></tr>
<tr><td>提　出　者</td><td>工事等施工者</td></tr>
<tr><td>提　出　先</td><td>国立公園区域　環境大臣
国定公園区域　都道府県知事</td></tr>
<tr><td>申請の内容</td><td>①　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
②　行為の種類
③　行為の目的
④　行為の場所
⑤　行為地及びその付近の状況
⑥　行為の施行方法
⑦　着手及び完了の予定日</td></tr>
</table>
</td><td>修正</td></tr>
</table>

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書　一部改正　（Ｒ５．３）新旧対比表

<table>
<tr><th>頁</th><th>行又は項目</th><th>現行（Ｒ３．３）</th><th>一部改訂（Ｒ５．３）</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>171
～
172</td><td>付属資料
３．工事等に関する許可申請、届出手続の手引き
(7) 自然公園、特別地域内で工事等を施工する場合</td><td></td><td>
<table>
<tr><th>書類の名称</th><th>自然公園法特別地域工事等許可申請書</th></tr>
<tr><td></td><td>（添付図面等）
① 行為の場所を明らかにした縮尺1/25,000以上の地形図
② 行為地及びその附近の状況を明らかにした縮尺1/5,000以上の概況図及び天然色写真
③ 行為の施行方法を明らかにした縮尺1/1,000以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
④ 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1/1,000以上の図面</td></tr>
</table>
</td><td>修正</td></tr>
<tr><td>173</td><td>付属資料
３．工事等に関する許可申請、届出手続の手引き
(8) 水路測量を実施する場合</td><td>(8) 水路測量を実施する場合
<table>
<tr><th>書類の名称</th><th>水路測量許可申請書</th></tr>
<tr><td>根拠法令</td><td>水路業務法6、同則2、3</td></tr>
<tr><td>手続を必要とするとき</td><td>海上保安庁以外の者が、その費用の全部又は一部を国又は地方公共団体が負担し、又は補助する水路測量を実施しようとするとき
ただし、次の場合は、本件許可は不要である
① 学術的な調査、研究のための水路測量
② 港湾施設施工のための水路測量
③ 百分の一未満の縮尺図を調整するための水路測量
④ 前各号の他、高度の正確さを必要としない水路測量</td></tr>
<tr><td>提出者</td><td>水路測量実施者</td></tr>
<tr><td>提出先</td><td>管区海上保安本部海洋情報部（管区海上保安本部長あて）</td></tr>
<tr><td>申請の内容</td><td>① 申請者の住所、氏名又は名称
② 水路測量の目的区域
③ 精度
④ 方法
⑤ 期間
⑥ 水路測量を計画する機関の名称、代表者氏名、所在地
⑦ 水路測量作業を行う機関の名称、代表者氏名、所在地
⑧ 水路測量作業員の構成</td></tr>
</table>
</td><td>(8) 水路測量を実施する場合
<table>
<tr><th>書類の名称</th><th colspan="2">水路測量許可申請書</th></tr>
<tr><td>根拠法令</td><td colspan="2">水路業務法6、同則2、3</td></tr>
<tr><td>手続を必要とするとき</td><td colspan="2">海上保安庁以外の者が、その費用の全部又は一部を国又は地方公共団体が負担し、又は補助する水路測量を実施しようとするとき
ただし、次の場合は、本件許可は不要である
① 学術的な調査、研究のための水路測量
② 港湾施設施工のための水路測量
③ 百万分の一未満の縮尺図を調整するための水路測量
④ 前各号の他、高度の正確さを必要としない水路測量</td></tr>
<tr><td>提出者</td><td colspan="2">水路測量実施者</td></tr>
<tr><td>提出先</td><td>実施する区域が２つ以上の管区海上保安本部の管轄海域にまたがる場合は、所轄海上保安本部又は海上保安庁海洋情報部（海上保安庁長官あて）</td><td>左記以外
所轄海上保安本部海洋情報部（管区海上保安本部長あて）</td></tr>
<tr><td>申請の内容</td><td colspan="2">① 申請者の住所、氏名又は名称
② 水路測量の目的、区域
③ 水路測量標の設置の有無
④ 事項
⑤ 測定又は調査の方法、機器及び機器の精度
⑥ 期間
⑦ 成果の提出
⑧ 水路測量を計画する機関の名称、代表者氏名、所在地
⑨ 水路測量作業を行う機関の名称、代表者氏名、所在地
⑩ 備考（計画機関の担当者等）</td></tr>
</table>
</td><td>修正</td></tr>
</table>

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書　一部改正　（Ｒ５．３）新旧対比表

<table>
<tr><th>頁</th><th>行又は項目</th><th>現行（Ｒ３．３）</th><th>一部改訂（Ｒ５．３）</th><th>摘要</th></tr>
<tr>
<td>173
～
174</td>
<td>付属資料
３．工事等に関する許可申請、届出手続の手引き
(9) 航路標識を設置、管理、変更する場合</td>
<td>(9) 航路標識を設置、管理、変更する場合
<table>
<tr><th>書類の名称</th><th>航路標識設置（管理）
許　可　申　請　書</th><th>航路標識現状変更
許　可　申　請　書</th></tr>
<tr><td>根　拠　法　令</td><td>航路標識法2のただし書
同則1、3</td><td>航路標識法5の1
同則7</td></tr>
<tr><td>手続を必要とするとき</td><td>海上保安庁以外の者が、その者が行う事業又は事務の用に供するため、その者の費用で航路標識を設置し、又は管理するとき</td><td>海上保安庁以外の者が設置した航路標識の管理者が、その航路標識を廃止し、その位置を変更し、その他その現状を変更しようとするとき</td></tr>
</table>
</td>
<td>(9) 航路標識を設置、管理、変更する場合
<table>
<tr><th>書類の名称</th><th>航路標識設置許可申請書
航路標識設置届出書</th><th>航路標識変更許可申請書
航路標識休止等届出書</th></tr>
<tr><td>根　拠　法　令</td><td>航路標識法11、21-1
同則2、3、4、5、15、16</td><td>航路標識法13-1、13-6、14、21-2
同則9、11、18</td></tr>
<tr><td>手続を必要とするとき</td><td>海上保安庁以外の者が航路標識を設置するとき</td><td>許可を受けた者が設置した航路標識を変更、供用を休廃止、再開しようとするとき</td></tr>
<tr><td>提　出　者</td><td>設置しようとする者</td><td>変更等をしようとする者</td></tr>
<tr><td>提　出　先</td><td>所轄海上保安（監）部
(管区海上保安本部長あて)</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td>記　載　事　項</td><td>1）許可標識
（申請書）
① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
② 種　類
③ 位置、構造及び設備
④ 管理の方法
⑤ 設置の目的
⑥ 供用開始の予定期日
⑦ その他参考となるべき事項（設置期間、現状変更予定等）
（添付書類）
① 設置位置及び付近の状況を示した図面
② 設置しようとする土地、水面及び建物についての使用権原を証する書類
③ 全体を示した側面図
④ 機器の構成を示した図面
⑤ 告示要項書
⑥ 用品の調書</td><td>1）許可標識
（申請書）
① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
② 種　類
③ 位　置
④ 名　称
⑤ 変更事項
⑥ 変更理由
⑦ 変更後の供用開始の予定期日
（添付書類）
変更後の左記①～⑥の添付書類、用品の調書</td></tr>
</table>
</td>
<td>修正</td>
</tr>
</table>

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書　一部改正　（Ｒ５．３）新旧対比表

<table>
<tr><th>頁</th><th>行又は項目</th><th>現行（Ｒ３．３）</th><th>一部改訂（Ｒ５．３）</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>173
～
174</td><td>付属資料
３．工事等に関する許可申請、届出手続の手引き
(9) 航路標識を設置、管理、変更する場合</td><td>
<table>
<tr><th>書類の名称</th><th>航路標識設置（管理）
許　可　申　請　書</th><th>航路標識現状変更
許　可　申　請　書</th></tr>
<tr><td>提　出　者</td><td>設置及び管理しようとする者</td><td>航路標識の管理者</td></tr>
<tr><td>提　出　先</td><td>所轄海上保安本部燈台部
（管区海上保安本部長あて）</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td>申請の内容</td><td>1）設置の場合
①　理由書
②　設置位置を海図上に示した図面
③　航路標識の全体を示した側面図
④　航路標識の各部の構造についての図面
⑤　告示要項書
⑥　用品調書
2）管理の場合
①　航路標識の名称
②　管理の理由
③　管理期間
④　管理条件
⑤　管理方法</td><td>1）位置を変更する場合
①　設置位置を海図上に示した図面
②　告示要項書
2）性質又は構造を変更する場合
①　航路標識の全体を示した側面図
②　航路標識の各部の構造についての図面
③　告示要項書
3）廃止、休止の場合［航路標識廃止（休止）許可申請書］
①　理　由
②　廃止の期日（休止の期間）
③　廃止（休止）に伴う措置</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><th>書類の名称</th><th>航路標識設置許可申請書
航路標識設置届出書</th><th>航路標識変更許可申請書
航路標識休止等届出書</th></tr>
<tr><td></td><td>⑦　無線局免許状の写し（電波標識に限る）
2）届出標識
（届出書）
申請書記載事項のとおり
（添付書類）
申請書添付書類のうち、①、②、③、⑤ の書類</td><td>2）事前（届出標識）
（届出書）
申請書記載事項のとおり
（添付書類）
申請書添付書類のうち、①、②、③、⑤の書類
3）事後（軽微な変更等）
（届出書）
申請書記載事項のうち①～⑥、変更日
（添付書類）
申請書添付書類のうち、③、④の書類、用品の調書
4）休止、廃止、再開
申請書記載事項のうち、①～④
⑤　休止の予定期日及び期間並びに休止に伴う措置
⑥　廃止の予定期日及び廃止に伴う措置
⑦　再開の予定期日
⑧　理　由</td></tr>
</table>
注）各手続きに併せて、許可(届出)標識の設置等の情報を漁業協同組合等の海域利用者へ事前周知する。
</td><td>修正</td></tr>
</table>

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書　一部改正　（Ｒ５．３）新旧対比表

<table>
<tr><th>頁</th><th>行又は項目</th><th>現行（Ｒ３．３）</th><th>一部改訂（Ｒ５．３）</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>175
～
176</td><td>付属資料
４．船舶航行に関する報告手続の手引き
(1) 長大物件をえい（押）航するときの航路通報</td><td>
４．船舶航行に関する報告手続の手引き
(1) 長大物件をえい（押）航するときの航路通報
<table>
<tr><th>名　　称</th><th>長大物件えい航船等航路予定通報</th></tr>
<tr><td>根拠法令</td><td>海交法22、同則12、13、14</td></tr>
<tr><td>手続を必要とするとき</td><td>長大物件えい航又は押航して（引き船の船首から引かれる物件の後端まで又は押し船の船尾から押される物件の先端までの長さが200m以上のもの）、海交法第２条１項に規定する航路を航行しようとするとき、及び予定を変更したとき</td></tr>
<tr><td>通報者</td><td>船長又は船長の職務代行者</td></tr>
<tr><td>通報先</td><td>航路を担当する海上保安部署
<table>
<tr><th>航路名</th><th>航路担当部署</th></tr>
<tr><td>浦賀水道航路、中ノ瀬航路</td><td>東京湾海上交通ｾﾝﾀｰ</td></tr>
<tr><td>明石海峡航路</td><td>大阪湾海上交通ｾﾝﾀｰ</td></tr>
<tr><td>備讃瀬戸東航路、宇高東航路
宇高西航路、備讃瀬戸北航路
備讃瀬戸南航路、水島航路</td><td>備讃瀬戸海上交通ｾﾝﾀｰ</td></tr>
<tr><td>伊良湖水道航路</td><td>第四管区海上保安本部</td></tr>
<tr><td>来島海峡航路</td><td>来島海峡海上交通ｾﾝﾀｰ</td></tr>
</table>
海難事故が発生した場合は、発生した海域を管轄する海上保安（監）部</td></tr>
<tr><td>通報時期</td><td>① 最初の通報：航路入航予定日の前日の正午まで
② 変更通報：航路入航予定時刻の３時間前以後その都度直ちに</td></tr>
<tr><td>通達手段</td><td>海上保安庁長官が告示で定める方法</td></tr>
<tr><td>通報事項</td><td>① 船舶の名称及び総トン数
② 長大物件えい（押）航船の全体の長さ及び喫水（単位メートル）
③ 長大物件えい（押）航船の引き又は押す物件の概要（種類、長さ、巾、高さ等）</td></tr>
</table>
</td><td>
４．船舶航行に関する報告手続の手引き
(1) 長大物件をえい（押）航するときの航路通報
<table>
<tr><th>名　　称</th><th>巨大船等の航行に関する通報（航路通報）</th></tr>
<tr><td>根拠法令</td><td>海交法22、同則12、13、14</td></tr>
<tr><td>手続を必要とするとき</td><td>長大物件をえい航又は押航して（引き船の船首から引かれる物件の後端まで又は押し船の船尾から押される物件の先端までの距離が航路ごとに省令で定める距離以上となる場合）、海交法第２条１項に規定する航路を航行しようとするとき、及び予定を変更したとき</td></tr>
<tr><td>通報者</td><td>船長又は船長の職務代行者</td></tr>
<tr><td>通報先</td><td>航路を担当する海上交通センター
<table>
<tr><th>航路名</th><th>航路担当事務所</th></tr>
<tr><td>浦賀水道航路、中ノ瀬航路</td><td>東京湾海上交通センター</td></tr>
<tr><td>伊良湖水道航路</td><td>伊勢湾海上交通センター</td></tr>
<tr><td>明石海峡航路</td><td>大阪湾海上交通センター</td></tr>
<tr><td>備讃瀬戸東航路、宇高東航路
宇高西航路、備讃瀬戸北航路
備讃瀬戸南航路、水島航路</td><td>備讃瀬戸海上交通センター</td></tr>
<tr><td>来島海峡航路</td><td>来島海峡海上交通センター</td></tr>
</table>
海難事故が発生した場合は、発生した海域を管轄する海上保安（監）部</td></tr>
<tr><td>通報時期</td><td>① 最初の通報：航路入航予定日の前日の正午まで
② 変更通報：航路入航予定時刻の３時間前以後その都度直ちに</td></tr>
<tr><td>通報手段</td><td>海上保安庁長官が告示で定める方法</td></tr>
<tr><td>通報事項</td><td>① 船舶の名称及び総トン数
② 長大物件えい（押）航船の全体の長さ及び喫水（単位：メートル）</td></tr>
</table>
</td><td>修正</td></tr>
</table>

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書　一部改正　（Ｒ５．３）新旧対比表

<table>
<tr><th>頁</th><th>行又は項目</th><th>現行（Ｒ３．３）</th><th>一部改訂（Ｒ５．３）</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>
<table>
<tr><th>名　　称</th><th>長大物件えい航船等航路予定通報</th></tr>
<tr><td></td><td>④　仕向港（仕向港の定まっている船舶に限る）
⑤　航行しようとする航路の区間
⑥　航路入航予定日時(時刻は24時、日本標準時による)
⑦　航路出航予定日時（同　上）
⑧　船舶局の呼出符号又は呼出名称（船舶局のある船舶に限る）
⑨　海上保安庁との連絡方法(船舶局のない船舶に限る)</td></tr>
</table>
（注）(1) 通報を郵送する場合は、封筒に「航路通報」と朱書すること。
(2) 航路を通航しない場合はこの通報は必要としない。
</td><td>
<table>
<tr><th>名　　称</th><th>巨大船等の航行に関する通報（航路通報）</th></tr>
<tr><td></td><td>③　長大物件えい（押）航船の引き又は押す物件の概要（種類、長さ、巾、高さ等）
④　仕向港（仕向港の定まっている船舶に限る）
⑤　航行しようとする航路の区間
⑥　航路入航予定日時(時刻は24時、日本標準時による)
⑦　航路出航予定日時（同　上）
⑧　船舶局の呼出符号又は呼出名称（船舶局のある船舶に限る）
⑨　海上保安庁との連絡方法(船舶局のない船舶に限る)</td></tr>
</table>
（注）(1) 通報を郵送する場合は、封筒に「航路通報」と朱書すること。
(2) 航路を通航しない場合はこの通報は必要としない。
</td><td>修正</td></tr>
<tr><td>176</td><td>付属資料
４．船舶航行に関する報告手続の手引き
(2) 海難発生時の通報</td><td>
(2) 海難発生時の通報
<table>
<tr><th>名　　称</th><th>海　難　報　告</th><th>海　難　報　告</th></tr>
<tr><td>根　拠　法　令</td><td>海交法33、同則29</td><td>港則法25</td></tr>
<tr><td>適　用　海　域</td><td>東京湾、伊勢湾、瀬戸内海</td><td>港内又は港の境界付近</td></tr>
<tr><td>手続を必要とするとき</td><td>海難により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるとき</td><td>海難により他の船舶交通を阻害する状態が生じたとき</td></tr>
<tr><td>通　報　者</td><td>船　長</td><td>船　長</td></tr>
<tr><td>通　報　先</td><td>所轄海上保安（監）部の長</td><td>所轄港長又は所轄海上保安（監）部の長</td></tr>
<tr><td>通　報　事　項</td><td>①　海難の概要
②　標識の設置等その他の船舶交通の危険を防止するためにとった措置の概要</td><td>同　左</td></tr>
</table>
</td><td>
(2) 海難発生時の通報
<table>
<tr><th>名　　称</th><th>海　難　報　告</th><th>海　難　報　告</th></tr>
<tr><td>根　拠　法　令</td><td>海交法43、同則29</td><td>港則法24</td></tr>
<tr><td>適　用　海　域</td><td>東京湾、伊勢湾、瀬戸内海</td><td>港内又は港の境界付近</td></tr>
<tr><td>手続を必要とするとき</td><td>海難により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるとき</td><td>海難により他の船舶交通を阻害する状態が生じたとき</td></tr>
<tr><td>通　報　者</td><td>船　長</td><td>船　長</td></tr>
<tr><td>通　報　先</td><td>所轄海上保安（監）部、海上保安航空基地の長</td><td>所轄港長又は所轄海上保安（監）部の長</td></tr>
<tr><td>通　報　事　項</td><td>①　海難の概要
②　標識の設置等その他の船舶交通の危険を防止するためにとった措置の概要</td><td>同　左</td></tr>
</table>
</td><td>修正</td></tr>
<tr><td>176
～
177</td><td>付属資料
４．船舶航行に関する報告手続の手引き
(3) 航路標識等事故発生時の通報</td><td>名称　航路標識事故発生時の通報
根拠法令　航路標識法7</td><td>名称　航路標識事故発生時の通報
根拠法令　航路標識法25</td><td>修正</td></tr>
</table>

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書　一部改正　（Ｒ５．３）新旧対比表

<table>
<tr><th>頁</th><th>行又は項目</th><th>現行（Ｒ３．３）</th><th>一部改訂（Ｒ５．３）</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>177
～
178</td><td>付属資料
４．船舶航行に関する報告手続の手引き
(4) 海難報告</td><td>(4) 海難報告
<table><tr><th>名　称</th><th>海　難　報　告　書</th></tr><tr><td>根拠法令</td><td>船員法19、同則14</td></tr><tr><td>手続を必要とするとき</td><td>次の事態が発生したとき
① 船舶の衝突、乗揚、沈没、滅失、火災、機関の損傷その他の海難が発生したとき
② 人命又は船舶の救助に従事したとき
③ 航行中、他の船舶の遭難を知ったとき
④ 船内にある者が死亡し、又は行方不明になったとき
⑤ 予定航路変更したとき
⑥ 船舶が抑留され、又は捕獲されたとき、その他船舶に関し著しい事故があったとき</td></tr><tr><td>報告者</td><td>船長</td></tr><tr><td>報告先</td><td>最寄りの地方運輸局等の事務所</td></tr><tr><td>報告時期</td><td>発生後遅滞なく</td></tr><tr><td>報告部数</td><td>２部</td></tr><tr><td>報告内容</td><td>① 件名（衝突、火災、遭難船舶救助、船員死亡等）
② 船　名
③ 船　質
④ 船舶番号
⑤ 船籍港
⑥ 総トン数
⑦ 航行区域又は従業制限及び従業区域</td></tr></table></td><td>(4) 海難報告
<table><tr><th>名　称</th><th>海　難　報　告　書</th></tr><tr><td>根拠法令</td><td>船員法19、同則14</td></tr><tr><td>手続を必要とするとき</td><td>次の事態が発生したとき
① 船舶の衝突、乗揚、沈没、滅失、火災、機関の損傷その他の海難が発生したとき
② 人命又は船舶の救助に従事したとき
③ 航行中、他の船舶の遭難を知ったとき
④ 船内にある者が死亡し、又は行方不明になったとき
⑤ 予定航路変更したとき
⑥ 船舶が抑留され、又は捕獲されたとき、その他船舶に関し著しい事故があったとき</td></tr><tr><td>報告者</td><td>船長</td></tr><tr><td>報告先</td><td>最寄りの地方運輸局等の事務所</td></tr><tr><td>報告時期</td><td>発生後遅滞なく</td></tr><tr><td>報告部数</td><td>３部</td></tr><tr><td>報告内容</td><td>① 件名（衝突、火災、遭難船舶救助、船員死亡等）
② 船　名
③ 船　質
④ 船舶番号
⑤ 船籍港
⑥ 総トン数
⑦ 航行区域又は従業制限及び従業区域</td></tr></table></td><td>修正</td></tr>
</table>

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書　一部改正　（Ｒ５．３）新旧対比表

<table>
<tr><th>頁</th><th>行又は項目</th><th>現行（Ｒ３．３）</th><th>一部改訂（Ｒ５．３）</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>177
～
178</td><td>付属資料
４．船舶航行に関する報告手続の手引き
(4) 海難報告</td><td>
<table>
<tr><td>名　　称</td><td>海　難　報　告　書</td></tr>
<tr><td></td><td>⑧　主機の種類、箇数及び出力
⑨　船舶所有者住所、氏名又は名称
⑩　船　長　住所、氏名　海技名状　種類、番号
⑪　機関長　住所、氏名　海技名状　種類、番号
⑫　発航港及び到着港
⑬　事実発生の年月日時及び場所
⑭　事実のてん末</td></tr>
<tr><td>様　　式</td><td>第４号</td></tr>
<tr><td>注</td><td>①　海難報告書を提出する際、航海日誌を呈示すること航海日誌を呈示できないときは、その理由を事実の末尾に記載すること
②　航行中他の船舶の遭難を知ったことの報告の場合には遭難船舶の救助におもむくことができなかった理由をも記載すること
③　船舶の海難に関する報告の場合には、旅客船、貨物船、油送船、漁船等の用途を備考として事実の末尾に記載すること
④　報告書が二葉以上にわたるときは、各葉にわたって契印をすること</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td>名　　称</td><td>海　難　報　告　書</td></tr>
<tr><td></td><td>⑧　主機の種類、箇数及び出力
⑨　船舶所有者住所、氏名又は名称
⑩　船長の住所及び氏名
⑪　機関長の住所及び氏名
⑫　海技免状又は小型船舶操縦免許証の種類及び番号（船長、機関長）
⑬　発航港及び到着港
⑭　事実発生の年月日時及び場所
⑮　事故のてん末</td></tr>
<tr><td>様　　式</td><td>第４号</td></tr>
<tr><td>注</td><td>①　海難報告書を提出する際、航海日誌を提示すること航海日誌を提示できないときは、その理由を備考として事実の末尾に記載すること
②　航行中他の船舶の遭難を知ったことの報告の場合には、遭難船舶の救助におもむくことができなかった理由をも記載すること
③　船舶の海難に関する報告の場合には、旅客船、貨物船、油送船、漁船等の用途を備考として事実の末尾に記載すること
④　報告書が二葉以上にわたるときは、各葉にわたって契印をすること</td></tr>
</table>
</td><td>修正</td></tr>
</table>

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書　一部改正　（Ｒ５．３）新旧対比表

頁	行又は項目	現行（Ｒ３．３）	一部改訂（Ｒ５．３）	摘要
180	提出書類様式一覧表（受注者作成分）	提出書類様式一覧表（受注者作成分） （下表）	提出書類様式一覧（受注者作成分） （下表）	修正

現行（Ｒ３．３）

提出書類様式一覧表（受注者作成分）

様式番号	提出書類名	関連条項等		書類の作成者・宛名	
		契約書	共通仕様書	作成者	宛名
1	業務工程表 （業務工程表）	第 3条第 1項		管理技術者	発注者
2	保管金提出書	第 4条第 1項		受注者	歳入歳出外現金出納官吏
3	保管金払渡請求書	第 4条第 1項		受注者	歳入歳出外現金出納官吏
4	保管有価証券提出書	第 4条第 1項		受注者	取扱主任官
5	政府保管有価証券払渡請求書	第 4条第 1項		受注者	取扱主任官
6	保証書に係る領収書	第 4条第 1項		受注者	発注者
7	契約保証減額請求書	第 4条第 4項		受注者	発注者
8	権利義務譲渡等申請書	第 5条第 1項、第 2項		受注者	発注者
9	再委託承諾申請書	第 7条第 3項	1-29 3)	受注者	発注者
10	再委託通知書	第 7条第 4項		管理技術者	調査職員
11	管理技術者等通知書	第10条第 1項 第11条第 1項	1-6 1) 1-8 1)	受注者	発注者
12	管理技術者等変更通知書	第10条第 1項 第11条第 1項	1-6 1) 1-8 1)	受注者	発注者
13	担当技術者通知書		1-7 1)	受注者	調査職員
14	経歴書	第10条第 1項 第11条第 1項			
15	契約権限通知書	第10条第 3項	1-6 4)	受注者	発注者
16	履行報告書（業務旬報）	第15条	1-19 1)		
17	措置結果通知書	第14条第 2項		受注者	調査職員
18	措置請求書	第14条第 3項		受注者	発注者
19	受領 貸与物件等　借用書 返還	第16条第 2項、第 4項		管理技術者	（分任）物品管理官 各事務所長
20	滅失 貸与物件等　き損書 返還不能	第16条第 5項		管理技術者	（分任）物品管理官 各事務所長
21	履行条件確認請求書	第18条第 1項	1-4	管理技術者	発注者
22	履行期間延長申請書	第23条第 1項		受注者	発注者
23	協議開始日通知書	第25条第 2項 第26条第 2項 第31条第 2項	1-23 1) 1-24 1)	受注者	発注者
24	臨機措置通知書	第27条第 2項		管理技術者	調査職員
25	損害発生通知書 （気象状況報告書） （損害額計算書）	第30条第 1項	1-22 1)	管理技術者	発注者
26	損害負担請求書	第30条第 3項		受注者	発注者
27	（指定部分）業務完了通知書	第32条第 1項 第38条第 1項、第 2項		管理技術者	発注者
28	引渡書	第32条第 3項 第38条第 1項、第 2項		管理技術者	発注者
29	請求書 （指定部分請求書）	第33条第 1項 第38条第 3項		受注者	支出官
30	部分使用同意書	第34条第 1項	1-28 2)	管理技術者	調査職員
31	代理受領申請書	第39条第 1項		受注者	発注者
32	業務一時中止通知書	第40条第 1項		受注者	発注者
33	業務再開通知書	第40条第 1項		受注者	発注者

一部改訂（Ｒ５．３）

提出書類様式一覧（受注者作成分）

様式番号	提出書類名	関連条項等		書類の作成者・宛名	
		契約書	共通仕様書	作成者	宛名
1	業務工程表（業務工程表）	第 3条第 1項		管理技術者	発注者
2	保管金提出書	第 4条第 1項		受注者	歳入歳出外現金出納官吏
3	保管金払渡請求書	第 4条第 1項		受注者	歳入歳出外現金出納官吏
4	保管有価証券提出書	第 4条第 1項		受注者	取扱主任官
5	政府保管有価証券払渡請求書	第 4条第 1項		受注者	取扱主任官
6	保証書に係る領収書	第 4条第 1項		受注者	発注者
7	契約保証減額請求書	第 4条第 6項		受注者	発注者
8	権利義務譲渡等申請書	第 5条第 1項、第 2項		受注者	発注者
9	再委託承諾申請書	第 7条第 3項	1-29 3)	受注者	発注者
10	再委託通知書	第 7条第 4項		管理技術者	調査職員
11	管理技術者等通知書	第10条第 1項 第11条第 1項	1-6 1) 1-8 1)	受注者	発注者
12	管理技術者等変更通知書	第10条第 1項 第11条第 1項	1-6 1) 1-8 1)	受注者	発注者
13	担当技術者通知書		1-7 1)	受注者	調査職員
14	経歴書	第10条第 1項 第11条第 1項			
15	契約権限通知書	第10条第 3項	1-6 4)	受注者	発注者
16	履行報告書（業務旬報）	第15条	1-19 1)		
17	措置結果通知書	第14条第 2項		受注者	調査職員
18	措置請求書	第14条第 3項		受注者	発注者
19	受領 貸与物件等　借用書 返還	第16条第 2項、第 4項		管理技術者	（分任）物品管理官 各事務所長
20	滅失 貸与物件等　き損書 返還不能	第16条第 5項		管理技術者	（分任）物品管理官 各事務所長
21	履行条件確認請求書	第18条第 1項	1-4	管理技術者	調査職員
22	履行期間延長申請書	第23条第 1項		受注者	発注者
23	協議開始日通知書	第25条第 2項 第26条第 2項 第31条第 2項	1-23 1) 1-24 1)	受注者	発注者
24	臨機措置通知書	第27条第 2項		管理技術者	調査職員
25	損害発生通知書 （気象状況報告書） （損害額計算書）	第30条第 1項	1-22 1)	管理技術者	発注者
26	損害負担請求書	第30条第 3項		受注者	発注者
27	（指定部分）業務完了通知書	第32条第 1項 第38条第 1項、第 2項	1-20 1)	管理技術者	発注者
28	引渡書	第32条第 3項 第38条第 1項、第 2項		管理技術者	発注者
29	請求書 （指定部分計算書）	第33条第 1項 第35条第 1項、第 4項 第38条第 3項		受注者	支出官
30	部分使用承諾書	第34条第 1項	1-28 2)	管理技術者	調査職員
31	代理受領申請書	第39条第 1項		受注者	発注者
32	業務一時中止通知書	第40条第 1項		受注者	発注者

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書　一部改正　（Ｒ５．３）新旧対比表

<table>
<tr><th>頁</th><th>行又は項目</th><th>現行（Ｒ３．３）</th><th>一部改訂（Ｒ５．３）</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>181</td><td>提出書類様式一覧表（受注者作成分）</td><td>
<table>
<tr><th rowspan="2">様式番号</th><th rowspan="2">提出書類名</th><th colspan="2">関連条項等</th><th colspan="2">書類の作成者・宛名</th></tr>
<tr><th>契約書</th><th>共通仕様書</th><th>作成者</th><th>宛名</th></tr>
<tr><td>34</td><td>解除通知書</td><td>第47条第 1項</td><td></td><td>受注者</td><td>発注者</td></tr>
<tr><td>35</td><td>火災保険等加入通知書</td><td>第54条</td><td></td><td>管理技術者</td><td>発注者</td></tr>
<tr><td>36</td><td>履行期間変更事前協議書</td><td>第23条</td><td>1-24</td><td>受注者</td><td>調査職員</td></tr>
<tr><td>37</td><td>現場発生品調書</td><td></td><td>6-1-4 3.(4)</td><td>管理技術者</td><td>調査職員</td></tr>
<tr><td>38</td><td>打合せ・確認等記録簿</td><td></td><td>1-10 1) 2)</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>39</td><td>休日調査業務願</td><td></td><td>1-14 2)</td><td>管理技術者</td><td>調査職員</td></tr>
<tr><td>40</td><td>事故災害発生報告書</td><td></td><td>1－34 3)</td><td>受注者</td><td>各事務所長</td></tr>
<tr><td>41</td><td>承諾申請・協議書</td><td>第25条第 1項
第26条第 1項
第31条第 1項</td><td></td><td>受注者</td><td>発注者</td></tr>
<tr><td>42</td><td>身分証明書交付願</td><td></td><td>1-18 2)</td><td>管理技術者</td><td>発注者</td></tr>
<tr><td>43</td><td>承諾書</td><td>第34条第 1項</td><td></td><td>受注者</td><td>発注者</td></tr>
<tr><td>44</td><td>情報取扱者名簿及び情報管理体制図</td><td></td><td>1-48</td><td>受注者</td><td>発注者</td></tr>
<tr><td>45</td><td>情報取扱者名簿及び情報管理体制図の変更</td><td></td><td>1-48</td><td>受注者</td><td>発注者</td></tr>
</table>
1.　用紙寸法は、A4又はA3判とする。
2.　書類の宛名について
・本官契約　支出負担行為担当官
○○地方整備局長
○○地方整備局副局長
○○地方整備局次長
○○　○○
・分任官契約　分任支出負担行為担当官
○○地方整備局
○○事務所長
○○　○○
※1. 歳入歳出外現金出納官吏
出納官吏事務規程第1条第5項に基づき、歳入歳出外現金の出納保管をする出納官吏
※2. 取扱主任官
政府保管有価証券取扱規程第3条の規程により任命された政府保管の有価証券を取扱う職員
※3. 物品管理官
物品管理法第8条の規定により、各省各庁の長から物品の管理に 関する事務の委任を受けた職員
※4. 支出官
会計法第24条の規定により、各省各庁の長から歳出金を支出するための小切手の振出又は国庫金振替書若しくは支払指図書の交付に関する事務の委任を受けた職員
</td><td>
<table>
<tr><th rowspan="2">様式番号</th><th rowspan="2">提出書類名</th><th colspan="2">関連条項等</th><th colspan="2">書類の作成者・宛名</th></tr>
<tr><th>契約書</th><th>共通仕様書</th><th>作成者</th><th>宛名</th></tr>
<tr><td>３３</td><td>業務再開通知書</td><td>第40条第 1項</td><td></td><td>受注者</td><td>発注者</td></tr>
<tr><td>３４</td><td>解除通知書</td><td>第46条第 1項
第47条第 1項</td><td></td><td>受注者</td><td>発注者</td></tr>
<tr><td>３５</td><td>火災保険等加入通知書</td><td>第54条</td><td></td><td>管理技術者</td><td>発注者</td></tr>
<tr><td>３６</td><td>履行期間変更事前協議書</td><td>第23条</td><td>1-24</td><td>受注者</td><td>調査職員</td></tr>
<tr><td>３７</td><td>現場発生品調書</td><td></td><td>6-1-4 3.(4)</td><td>管理技術者</td><td>調査職員</td></tr>
<tr><td>３８</td><td>打合せ・確認等記録簿</td><td></td><td>1-10 1) 2)</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>３９</td><td>休日調査業務願</td><td></td><td>1-14 2)</td><td>管理技術者</td><td>調査職員</td></tr>
<tr><td>４０</td><td>事故災害発生報告書</td><td></td><td>1-34 3)</td><td>受注者</td><td>各事務所長</td></tr>
<tr><td>４１</td><td>承諾申請・協議書</td><td>第25条第 1項
第26条第 1項
第31条第 1項</td><td></td><td>受注者</td><td>発注者</td></tr>
<tr><td>４２</td><td>身分証明書交付願</td><td></td><td>1-18 2)</td><td>管理技術者</td><td>発注者</td></tr>
<tr><td>４３</td><td>承諾書</td><td>第34条第 1項</td><td></td><td>受注者</td><td>発注者</td></tr>
<tr><td>４４</td><td>情報取扱者名簿及び情報管理体制図</td><td></td><td>1-46</td><td>受注者</td><td>発注者</td></tr>
<tr><td>４５</td><td>情報取扱者名簿及び情報管理体制図の変更</td><td></td><td>1-46</td><td>受注者</td><td>発注者</td></tr>
</table>
１．用紙寸法は、Ａ４又はＡ３判とする。
２．書類の宛名について
・本官契約　支出負担行為担当官
○○地方整備局長
○○地方整備局副局長
○○地方整備局次長
○○　○○
・分任官契約　分任支出負担行為担当官
○○地方整備局
○○事務所長
○○　○○
※１．歳入歳出外現金出納官吏
出納官吏事務規程第１条第５項に基づき、歳入歳出外現金の出納保管をする出納官吏
※２．取扱主任官
政府保管有価証券取扱規程第３条の規程により任命された政府保管の有価証券を取扱う職員
※３．物品管理官
物品管理法第８条の規定により、各省各庁の長から物品の管理に 関する事務の委任を受けた職員
※４．支出官
会計法第24条の規定により、各省各庁の長から歳出金を支出するための小切手の振出又は国庫金振替書若しくは支払指図書の交付に関する事務の委任を受けた職員
</td><td>項目等の追加
体裁の修正</td></tr>
<tr><td>189</td><td>２．提出書類様式集
様式番号７</td><td>契約保証減額請求書

令和　年　月　日付けで変更した下記業務について、契約書第４条第４項に基づき契約保証を〇〇〇〇円減額することを請求します。</td><td>契約保証減額請求書

令和　年　月　日付けで変更した下記業務について、契約書第４条第６項に基づき契約保証を〇〇〇〇円減額することを請求します。</td><td>修正</td></tr>
</table>

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書　一部改正　（Ｒ５．３）新旧対比表

頁	行又は項目	現行（Ｒ３．３）	一部改訂（Ｒ５．３）	摘要
192	２．提出書類様式集 様式番号10	再委託通知書 　○月○日付請求の有りました再委託先に関する事項について、下記のとおり通知します。	再委託通知書 　○月○日付請求のありました再委託先に関する事項について、下記のとおり通知します。	修正
196	２．提出書類様式集 様式番号14	経歴書 職歴年月日・○○調査・発注者・役職 １．昭和○○年○○月○○株式会社入社 １．昭和○○年○○月～ 昭和○○年○○月○○調査 １．昭和○○年○○月～ 昭和○○年○○月××調査 １．平成○○年○○月～ 平成○○年○○月△△調査 　管理技術者	経歴書 職歴年月日・○○調査・発注者・役職 １．昭和○○年○○月○○株式会社入社 １．平成○○年○○月～ 平成○○年○○月○○調査 １．平成○○年○○月～ 平成○○年○○月××調査 １．令和○○年○○月～ 令和○○年○○月△△調査 　管理技術者	修正
215	２．提出書類様式集 様式番号30	部分使用**同意**書	部分使用**承諾**書	修正
221	２．提出書類様式集 様式番号36	履行期間変更事前協議書 下記業務について、契約書第２３条に基づく履行期間の変更を協議します。	履行期間変更事前協議書 下記業務について、契約書第２３条第１項に基づく履行期間の変更を協議します。	追記

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書　一部改正　（Ｒ５．３）新旧対比表

<table>
<tr><th>頁</th><th>行又は項目</th><th>現行（Ｒ３．３）</th><th>一部改訂（Ｒ５．３）</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>242</td><td>提出書類様式一覧表
（発注者作成分）</td><td>
提出書類様式一覧表（発注者作成分）
<table>
<tr><th rowspan="2">様式番号</th><th rowspan="2">提出書類名</th><th colspan="2">関連条項等</th><th colspan="2">書類の作成者・宛名</th></tr>
<tr><th>契約書</th><th>共通仕様書</th><th>作成者</th><th>宛名</th></tr>
<tr><td>１</td><td>契約保証増額請求書</td><td>第 4条第 5項</td><td></td><td>発注者</td><td>受注者</td></tr>
<tr><td>２</td><td>調査職員通知書</td><td>第 9条第 1項
第 2項、第 3項</td><td>1-5 1)</td><td>発注者</td><td>受注者</td></tr>
<tr><td>３</td><td>承諾書</td><td>第 5条第 1項、第 2項
第 7条第 3項
第 9条第 2項
第39条第 1項</td><td></td><td>発注者</td><td>受注者</td></tr>
<tr><td>４</td><td>再委託通知請求書</td><td>第 7条第 4項</td><td></td><td>調査職員</td><td>管理技術者</td></tr>
<tr><td>５</td><td>措置請求書</td><td>第14条第 1項</td><td></td><td>調査職員</td><td>受注者</td></tr>
<tr><td>６</td><td>措置結果通知書</td><td>第14条第 4項</td><td></td><td>発注者</td><td>受注者</td></tr>
<tr><td>７</td><td>指示書</td><td>第12条第 1項
第13条
第17条
第19条</td><td></td><td>調査職員</td><td>管理技術者</td></tr>
<tr><td>８</td><td>修補請求書</td><td>第17条</td><td></td><td>調査職員</td><td>管理技術者</td></tr>
<tr><td>９</td><td>調査結果通知書</td><td>第18条第 3項</td><td></td><td>発注者</td><td>管理技術者</td></tr>
<tr><td>１０</td><td>業務一時中止通知書</td><td>第20条第 1項、第 2項</td><td>1-25 1)</td><td>発注者</td><td>受注者</td></tr>
<tr><td>１１</td><td>業務再開通知書</td><td>第20条第 1項、第 2項</td><td></td><td>発注者</td><td>受注者</td></tr>
<tr><td>１２</td><td>履行期間短縮協議書</td><td>第24条第 1項、第 2項</td><td></td><td>発注者</td><td>受注者</td></tr>
<tr><td>１３</td><td>契約変更通知書</td><td>第25条第 1項
第26条第 1項
第31条第 1項</td><td></td><td>発注者</td><td>受注者</td></tr>
<tr><td>１４</td><td>協議開始日通知書</td><td>第25条第 2項
第26条第 2項
第31条第 2項</td><td></td><td>発注者</td><td>受注者</td></tr>
<tr><td>１５</td><td>変更協議書</td><td>第25条第 1項
第26条第 1項
第31条第 1項</td><td></td><td>発注者</td><td>受注者</td></tr>
<tr><td>１６</td><td>臨機措置請求書</td><td>第27条第 3項</td><td></td><td>調査職員</td><td>管理技術者</td></tr>
<tr><td>１７</td><td>損害状況確認通知書</td><td>第30条第 2項</td><td></td><td>発注者</td><td>管理技術者</td></tr>
<tr><td>１８</td><td>設計図書変更協議書</td><td>第31条第 1項</td><td></td><td>発注者</td><td>受注者</td></tr>
<tr><td>１９</td><td>検査日通知書</td><td></td><td>1-21 1)</td><td>発注者</td><td>管理技術者</td></tr>
<tr><td>２０</td><td>検査結果通知書</td><td>第32条第 2項
第38条第 1項、第 2項</td><td>1-21 8)</td><td>検査職員</td><td>管理技術者</td></tr>
<tr><td>２１</td><td>引渡請求書</td><td>第32条第 4項
第38条第 1項、第 2項</td><td></td><td>発注者</td><td>管理技術者</td></tr>
<tr><td>２２</td><td>部分使用協議書</td><td>第34条第 1項</td><td>1-28 1)</td><td>調査職員</td><td>管理技術者</td></tr>
<tr><td>２３</td><td>指定部分業務科協議書</td><td>第38条第 3項</td><td></td><td>発注者</td><td>受注者</td></tr>
<tr><td>２４</td><td>代理受領承諾書</td><td>第39条第 1項</td><td></td><td>発注者</td><td>受注者</td></tr>
<tr><td>２５</td><td>瑕疵担保請求書</td><td>第41条第 1項</td><td></td><td>発注者</td><td>受注者</td></tr>
<tr><td>２６</td><td>瑕疵担保通知書</td><td>第41条第 3項</td><td></td><td>発注者</td><td>受注者</td></tr>
<tr><td>２７</td><td>解除通知書</td><td>第42条第 1項
第43条第 1項</td><td></td><td>発注者</td><td>受注者</td></tr>
<tr><td>２８</td><td>履行期間変更事前協議結果通知書</td><td></td><td>1-24</td><td>調査職員</td><td>受注者</td></tr>
<tr><td>２９</td><td>協議書</td><td></td><td></td><td>発注者</td><td>受注者</td></tr>
<tr><td>３０</td><td>身分証明書交付書</td><td></td><td>1-18 2)</td><td>発注者</td><td>管理技術者</td></tr>
<tr><td>３１</td><td>情報管理体制の同意</td><td></td><td>1-48</td><td>発注者</td><td>受注者</td></tr>
<tr><td>３２</td><td>情報管理体制の変更同意</td><td></td><td>1-48</td><td>発注者</td><td>受注者</td></tr>
</table>
</td><td>
提出書類様式一覧表（発注者作成分）
<table>
<tr><th rowspan="2">様式番号</th><th rowspan="2">提出書類名</th><th colspan="2">関連条項等</th><th colspan="2">書類の作成者・宛名</th></tr>
<tr><th>契約書</th><th>共通仕様書</th><th>作成者</th><th>宛名</th></tr>
<tr><td>１</td><td>契約保証増額請求書</td><td>第 4条第 6項</td><td></td><td>発注者</td><td>受注者</td></tr>
<tr><td>２</td><td>調査職員通知書</td><td>第 9条第 1項
第 2項、第 3項</td><td>1-5 1)</td><td>発注者</td><td>受注者</td></tr>
<tr><td>３</td><td>承諾書</td><td>第 5条第 1項、第 2項
第 7条第 3項
第 9条第 2項
第39条第 1項</td><td></td><td>発注者</td><td>受注者</td></tr>
<tr><td>４</td><td>再委託通知請求書</td><td>第 7条第 4項</td><td></td><td>調査職員</td><td>管理技術者</td></tr>
<tr><td>５</td><td>措置請求書</td><td>第14条第 1項</td><td></td><td>調査職員</td><td>受注者</td></tr>
<tr><td>６</td><td>措置結果通知書</td><td>第14条第 4項</td><td></td><td>発注者</td><td>受注者</td></tr>
<tr><td>７</td><td>指示書</td><td>第12条第 1項
第13条
第17条
第19条</td><td></td><td>調査職員</td><td>管理技術者</td></tr>
<tr><td>８</td><td>修補請求書</td><td>第17条</td><td></td><td>調査職員</td><td>管理技術者</td></tr>
<tr><td>９</td><td>調査結果通知書</td><td>第18条第 3項</td><td></td><td>発注者</td><td>管理技術者</td></tr>
<tr><td>１０</td><td>業務一時中止通知書</td><td>第20条第 1項、第 2項</td><td>1-25 1)</td><td>発注者</td><td>受注者</td></tr>
<tr><td>１１</td><td>業務再開通知書</td><td>第20条第 1項、第 2項</td><td></td><td>発注者</td><td>受注者</td></tr>
<tr><td>１２</td><td>履行期間短縮協議書</td><td>第24条第 1項、第 2項</td><td></td><td>発注者</td><td>受注者</td></tr>
<tr><td>１３</td><td>契約変更通知書</td><td>第25条第 1項
第26条第 1項
第31条第 1項</td><td></td><td>発注者</td><td>受注者</td></tr>
<tr><td>１４</td><td>協議開始日通知書</td><td>第25条第 2項
第26条第 2項
第31条第 2項</td><td></td><td>発注者</td><td>受注者</td></tr>
<tr><td>１５</td><td>変更協議書</td><td>第25条第 1項
第26条第 1項
第31条第 1項</td><td></td><td>発注者</td><td>受注者</td></tr>
<tr><td>１６</td><td>臨機措置請求書</td><td>第27条第 3項</td><td></td><td>調査職員</td><td>管理技術者</td></tr>
<tr><td>１７</td><td>損害状況確認通知書</td><td>第30条第 2項</td><td></td><td>発注者</td><td>管理技術者</td></tr>
<tr><td>１８</td><td>設計図書変更協議書</td><td>第31条第 1項</td><td></td><td>発注者</td><td>受注者</td></tr>
<tr><td>１９</td><td>検査日通知書</td><td></td><td>1-21 1)</td><td>発注者</td><td>管理技術者</td></tr>
<tr><td>２０</td><td>検査結果通知書</td><td>第32条第 2項
第38条第 1項、第 2項</td><td>1-21 8)</td><td>検査職員</td><td>管理技術者</td></tr>
<tr><td>２１</td><td>引渡請求書</td><td>第32条第 4項
第38条第 1項、第 2項</td><td></td><td>発注者</td><td>管理技術者</td></tr>
<tr><td>２２</td><td>部分使用協議書</td><td>第34条第 1項</td><td>1-28 1)</td><td>調査職員</td><td>管理技術者</td></tr>
<tr><td>２３</td><td>指定部分業務科協議書</td><td>第38条第 3項</td><td></td><td>発注者</td><td>受注者</td></tr>
<tr><td>２４</td><td>代理受領承諾書</td><td>第39条第 1項</td><td></td><td>発注者</td><td>受注者</td></tr>
<tr><td>２５</td><td>契約不適合に係る履行の追完請求書</td><td>第41条第 1項</td><td></td><td>発注者</td><td>受注者</td></tr>
<tr><td>２６</td><td>契約不適合に係る代金の減額請求書</td><td>第41条第 3項</td><td></td><td>発注者</td><td>受注者</td></tr>
<tr><td>２７</td><td>解除通知書</td><td>第42条第 1項
第43条第 1項
第44条第 1項</td><td></td><td>発注者</td><td>受注者</td></tr>
<tr><td>２８</td><td>履行期間変更事前協議結果通知書</td><td>第23条</td><td>1-24</td><td>調査職員</td><td>受注者</td></tr>
<tr><td>２９</td><td>協議書</td><td></td><td></td><td>発注者</td><td>受注者</td></tr>
<tr><td>３０</td><td>身分証明書交付書</td><td></td><td>1-18 2)</td><td>発注者</td><td>管理技術者</td></tr>
<tr><td>３１</td><td>情報管理体制の同意</td><td></td><td>1-46</td><td>発注者</td><td>受注者</td></tr>
<tr><td>３２</td><td>情報管理体制の変更同意</td><td></td><td>1-46</td><td>発注者</td><td>受注者</td></tr>
</table>
</td><td>項目の追加
修正</td></tr>
<tr><td>243</td><td>２．提出書類様式集
様式番号１</td><td>契約保証増額請求書

令和　年　月　日付けで変更した下記業務について、契約書第４条第４項に基づき契約保証を〇〇〇〇円増額することを請求します。</td><td>契約保証増額請求書

令和　年　月　日付けで変更した下記業務について、契約書第４条第６項に基づき契約保証を〇〇〇〇円増額することを請求します。</td><td>修正</td></tr>
</table>

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書　一部改正　（Ｒ５．３）新旧対比表

<table>
<tr><th>頁</th><th>行又は項目</th><th>現行（Ｒ３．３）</th><th>一部改訂（Ｒ５．３）</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>244</td><td>提出書類様式集
（発注者作成分）
様式番号2</td><td>様式番号　2
調査職員通知書
令和　年　月　日
受　注　者　殿
支出負担行為担当官
○○地方整備局長
○○地方整備局副局長
○○地方整備局次長
○○　○○

令和　年　月　日付け契約第　号の○○○○について、契約書第９条第１項に規定する調査職員、同条第２項の規定に基づく権限委任の内容及び同条第３項の規定に基づく分担する権限内容は、次のとおり定められたので通知します。
<table><tr><td>調査職員</td><td>官職</td><td>氏名</td><td>契約書第9条第3項に基づく権限分担の内容</td></tr><tr><td>総括調査員</td><td></td><td></td><td>港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書のとおり</td></tr><tr><td>主任調査員</td><td></td><td></td><td>〃</td></tr><tr><td>調査員</td><td></td><td></td><td>〃</td></tr></table>
契約書第９条第２項に基づく総括調査員への権限委任の内容
契約書第　７　条第４項
契約書第１２条
契約書第１３条
契約書第１４条第１項
契約書第１７条
契約書第１８条第２項、第３項
契約書第１９条
契約書第３４条第１項

（注）１．変更になった場合には、「新」・「旧」を付して表示すること。
２．契約上不要となる条項は抹消する。
３．契約書第３３条第１項は必要に応じて削除できる。

- 244 -</td><td>様式番号　2
調査職員通知書
令和　年　月　日
受　注　者　殿
支出負担行為担当官
○○地方整備局長
○○地方整備局副局長
○○地方整備局次長
○○　○○

令和　年　月　日付け契約第　号の○○○○について、契約書第９条第１項に規定する調査職員、同条第２項の規定に基づく権限委任の内容及び同条第３項の規定に基づく分担する権限内容は、次のとおり定めたので通知します。
<table><tr><td>調査職員</td><td>官職</td><td>氏名</td><td>契約書第9条第3項に基づく権限分担の内容</td></tr><tr><td>総括調査員</td><td></td><td></td><td>港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書のとおり</td></tr><tr><td>主任調査員</td><td></td><td></td><td>〃</td></tr><tr><td>調査員</td><td></td><td></td><td>〃</td></tr></table>
契約書第９条第２項に基づく総括調査員への権限委任の内容
契約書第　７　条第４項
契約書第１２条
契約書第１３条
契約書第１４条第１項
契約書第１７条（軽微な設計変更に係る権限のみ）
契約書第１８条第２項、第３項（軽微な設計変更に係る権限のみ）
契約書第１９条（軽微な設計変更に係る権限のみ）
契約書第３４条第１項

（注）１．変更になった場合には、「新」・「旧」を付して表示すること。
２．契約上不要となる条項は抹消する。
３．契約書第３４条第１項は必要に応じて削除できる。

- 245 -</td><td>表現の適正化</td></tr>
</table>

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書　一部改正　（Ｒ５．３）新旧対比表

頁	行又は項目	現行（Ｒ３．３）	一部改訂（Ｒ５．３）	摘要
269	提出書類様式集 （発注者作成分） 様式番号25	様式番号　25 瑕疵担保請求書 令和　年　月　日 受　注　者　殿 支出負担行為担当官 ○○地方整備局長 ○○地方整備局副局長 ○○地方整備局次長 ○○　○○ 下記業務について、瑕疵を発見しましたので、契約書第４１条第１項に基づき（修補・損害賠償・修補及び損害賠償）を請求します。 記 １．業務の名称 １．契約年月日　令和　年　月　日第　号 １．業務完了年月日　令和　年　月　日 １．検査年月日　令和　年　月　日 １．瑕疵内容 １．修補期間　令和　年　月　日 １．損害賠償額　¥ （注）１．（　）書きは、それぞれ該当する事項を記入する。 ２．瑕疵内容欄は、詳細に記入すること。 ３．不要な文字は抹消する。	様式番号　25 契約不適合に係る履行の追完請求書 令和　年　月　日 受　注　者　殿 支出負担行為担当官 ○○地方整備局長 ○○地方整備局副局長 ○○地方整備局次長 ○○　○○ 下記業務について、契約不適合がありましたので、契約書第４１条第１項に基づき履行の追完を請求します。 記 １．業務の名称 １．契約年月日　令和　年　月　日第　号 １．業務完了年月日　令和　年　月　日 １．検査年月日　令和　年　月　日 １．契約不適合の内容 １．追完期間　令和　年　月　日 （注）１．（　）書きは、それぞれ該当する事項を記入する。 ２．不要な文字は抹消する。 － 270 －	表現の適正化

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書　一部改正　（Ｒ５．３）新旧対比表

頁	行又は項目	現行（Ｒ３．３）	一部改訂（Ｒ５．３）	摘要
270	提出書類様式集 （発注者作成分） 様式番号26	様式番号　26 瑕疵担保通知書 令和　年　月　日 受　注　者　殿 支出負担行為担当官 ○○地方整備局長 ○○地方整備局副局長 ○○地方整備局次長 ○○　○○ 下記業務について、引渡しの際瑕疵担保を発見しましたので、契約書第４１条第３項に基づき通知します。 記 １．業務の名称 １．契約年月日　令和　年　月　日第　号 １．履行期間　自　令和　年　月　日 至　令和　年　月　日 １．瑕疵内容 （注）瑕疵内容欄は、詳細に記入すること。	様式番号　26 契約不適合に係る代金の減額請求書 令和　年　月　日 受　注　者　殿 支出負担行為担当官 ○○地方整備局長 ○○地方整備局副局長 ○○地方整備局次長 ○○　○○ 下記業務について、契約不適合がありましたので、契約書第４１条第３項の規定により代金の減額を請求します。 記 １．業務の名称 １．契約年月日　令和　年　月　日第　号 １．履行期間　自　令和　年　月　日 至　令和　年　月　日 １．契約不適合の内容 １．変更前の金額 １．変更後の金額 （注）契約不適合の内容欄は、詳細に記入すること。 － 271 －	表現の適正化

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書　一部改正　（Ｒ５．３）新旧対比表

頁	行又は項目	現行（Ｒ３．３）	一部改訂（Ｒ５．３）	摘要
275	２．提出書類様式集 提出書類様式一覧表 （受注者作成分） 様式番号31	情報管理体制の同意について １．「〇〇〇〇（契約件名）」に係る「情報取扱者名簿及び情報管理体制図（様式番号44）」に変更が生じた場合は、改めて当局の同意を得る必要があるため、変更した「情報取扱者名簿及び情報管理体制図の変更について（様 式番号46）」を再提出すること。なお、変更…	情報管理体制の同意について １．「〇〇〇〇（契約件名）」に係る「情報取扱者名簿及び情報管理体制図（様式番号44）」に変更が生じた場合は、改めて当局の同意を得る必要があるため、変更した「情報取扱者名簿及び情報管理体制図の変更について（様 式番号45）」を再提出すること。なお、変更…	修正
276	２．提出書類様式集 提出書類様式一覧表 （受注者作成分） 様式番号32	情報管理体制の変更同意について 令和〇年〇月〇日付で貴社より提出のありました「〇〇〇〇（契約件名）」に係る「情報取扱者名簿及び情報管理体制図の変更について（様式番号46）」について、情報保全上… 記 １．「〇〇〇〇（契約件名）」に係る「情報取扱者名簿及び情報管理体制図の変更について（様式番号 46）」に再度変更が生じた場合は、改めて当局の同意を得る必要があるため、変更した「情報取扱者名簿及び情報管理体制図の変更について（様式番号46）」を再提出…	情報管理体制の変更同意について 令和〇年〇月〇日付で貴社より提出のありました「〇〇〇〇（契約件名）」に係る「情報取扱者名簿及び情報管理体制図の変更について（様式番号45）」について、情報保全上… 記 １．「〇〇〇〇（契約件名）」に係る「情報取扱者名簿及び情報管理体制図の変更について（様式番号 45）」に再度変更が生じた場合は、改めて当局の同意を得る必要があるため、変更した「情報取扱者名簿及び情報管理体制図の変更について（様式番号45）」を再提出…	修正
278 ～ 306	〇設計・測量・調査等業務標準契約書の制定について	平成8年2月29日港管第444号 最終改正　令和2年3月30日国港総第720号 港湾局長から特定部局長あて	平成8年2月29日港管第444号 最終改正　令和4年8月8日国港総第321号 港湾局長から特定部局長あて	修正